

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	家賃助成事業（障がい者）	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小林清美																											
		担当者名	八柳卓史	内線	2682																											
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	障害者福祉課家賃助成等助成事業費（15-54-50-01）																															
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）		建設事業	それ以外の継続事業																												
開始年度	昭和 平成	3 年度	根拠	荒川区障害者世帯住宅あっせん及び家賃助成事業実施要綱及び同要領																												
終期設定	有 無	18 年度	法令等																													
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画																											
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]																														
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]																														
	施策	障がい者の居宅サービスの充実[02-07]																														
目的	取り壊しに伴う立ち退きにより重度障がい者が転居を余儀なくされた場合に旧家賃との差額を助成し、障がい者世帯の住宅確保を容易にする。助成を受けている世帯が契約更新を行う場合の更新料を助成し、障がい者世帯が地域に永く住み続けられるようにする。																															
対象者等	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳4級以上又は愛の手帳3級以上の者を含む世帯で、取り壊しによる立ち退き要求を受け、住宅に困窮している公営住宅及びこれに準ずる住宅に入居を希望している者。 ・H16年度末で新規申請受付は終了している。 																															
内容	<p>（助成対象）家賃：光熱水費、共益費等を除いた居室のみの賃貸料をいう。 転居一時金：契約時に要した権利金、礼金及び仲介手数料をいう。 契約更新料：契約更新時に要した更新料をいう。</p> <p>（更新）助成対象者は年度当初に現況調査表を提出し、区は当該世帯の前年の所得状況等を確認し、助成対象の有無及び支給額を決定する。</p> <p>（支給月）7、10、1、4月の年4回に各支給月の前3ヶ月分を支給する。</p> <p>（家賃助成額）（新家賃と家賃限度額を比べて少ない方） - （旧家賃と入居負担基準額を比べて多い方） = 家賃助成額</p> <p>* 家賃限度額：助成対象となる家賃の限度額は、世帯人数及び住戸専用面積に応じて定められている。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">[単身世帯]</td> <td style="width: 33%;">[2人世帯]</td> <td style="width: 33%;">[3人世帯]</td> </tr> <tr> <td>・20㎡未満</td> <td>・25㎡未満</td> <td>・25㎡以上30㎡未満</td> </tr> <tr> <td>43,000円</td> <td>54,000円</td> <td>66,000円</td> </tr> <tr> <td>・20㎡以上25㎡未満</td> <td>・25㎡以上30㎡未満</td> <td>・30㎡以上35㎡未満</td> </tr> <tr> <td>54,000円</td> <td>66,000円</td> <td>78,000円</td> </tr> <tr> <td>・25㎡以上</td> <td>・30㎡以上</td> <td>・35㎡以上40㎡未満</td> </tr> <tr> <td>66,000円</td> <td>78,000円</td> <td>90,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>・40㎡以上</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>96,000円</td> </tr> </table>					[単身世帯]	[2人世帯]	[3人世帯]	・20㎡未満	・25㎡未満	・25㎡以上30㎡未満	43,000円	54,000円	66,000円	・20㎡以上25㎡未満	・25㎡以上30㎡未満	・30㎡以上35㎡未満	54,000円	66,000円	78,000円	・25㎡以上	・30㎡以上	・35㎡以上40㎡未満	66,000円	78,000円	90,000円			・40㎡以上			96,000円
[単身世帯]	[2人世帯]	[3人世帯]																														
・20㎡未満	・25㎡未満	・25㎡以上30㎡未満																														
43,000円	54,000円	66,000円																														
・20㎡以上25㎡未満	・25㎡以上30㎡未満	・30㎡以上35㎡未満																														
54,000円	66,000円	78,000円																														
・25㎡以上	・30㎡以上	・35㎡以上40㎡未満																														
66,000円	78,000円	90,000円																														
		・40㎡以上																														
		96,000円																														
経過	<p>平成10年 4月 ・対象者：区単独対象者の見直し</p> <p>平成12年 4月 ・助成金額の見直しをして、新規対象者については、都基準に改めた。</p> <p>平成12年 9月 ・都の見直し（7月）に準拠し、区においても新規対象者は、公営住宅への公募を前提に、助成期間を2年間とするとともに、取り壊し、立ち退き、以外の区単の項目を廃止した。また、12年9月以前の対象者については現行どおり助成するが、18年度をもって廃止する。（都の事業廃止に準じて）</p> <p>平成14年10月 ・国保料・区民税等滞納者については助成対象外とした。</p> <p>平成19年 3月 ・事業廃止</p>																															
必要性	平成18年度事業廃止																															
実施方法	（ 直営 一部委託 全部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ）																															

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	
予算額	11,725	10,803	10,553	9,341	7,549	6,972	0	
決算額（19年度は見込み）	9,138	9,070	7,755	6,890	6,436	5,885	0	
人件費					1,293	1,281		
【事務分担量】（%）					15	15		
合計（+）	9,138	9,070	7,755	6,890	7,729	7,166	0	
国（特定財源）								
都（特定財源）	2,257	2,095	1,663	1,230	1,155	1,061	0	
その他（特定財源）								
一般財源	6,881	6,975	6,092	5,660	6,574	6,105	0	
実績の推移	事項名							
	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	
家賃助成世帯数	19	19	19	15	13	12	0	
転居一時金助成件数	1	1	1	0	0	0	0	
火災保険料助成件数	1	1	1	1	1	1	0	
契約更新料助成件数	6	11	5	8	5	5	0	

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
19負担金補助及び交付金	家賃助成		7,064	家賃助成	5,736	事業廃止	0
	転居一時金		0	転居一時金	0		
	更新料		479	更新料	143		
	火災保険料		6	火災保険料	6		

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
標	家賃助成	15世帯	14世帯	12世帯	0	-	助成世帯数
	火災保険料助成	1世帯	1世帯	1世帯	0	-	助成世帯数（家賃助成の再掲）
	更新料助成	8世帯	5世帯	5世帯	0	-	"

（問題点・課題分析）	
他区の実況	（実施 0 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
D	-	平成18年度事業廃止

議会議決要旨（要旨）	
------------	--

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	住宅あつ旋事業（障がい者）	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小林清美
		担当者名	八柳卓史	内線	2682
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	障害者福祉課住宅あつ旋事業費（15-60-66-01）				
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	3 年度	根拠	荒川区障害者世帯住宅あつせん及び家賃助成事業実施要綱及び同要領	
終期設定	有 無	18 年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の居宅サービスの充実[02-07]			
目的	住宅に困窮する障がい者世帯に民間アパートの入居あつ旋を行い、住居の確保を図るとともに、家主に対し、当該障がい者世帯のための住宅整備費等の助成を行って、入居上の安全を図る。				
対象者等	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅あつ旋対象者 区内2年以上在住。身体障害者手帳4級又は愛の手帳3度以上の者を含む世帯。所得制限なし。 ・住宅整備等助成対象者 あつ旋又は家賃助成の対象となった障がい者に住居を提供した家主。 				
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅あつ旋事業（実施方法） あつ旋申し出 宅建協会荒川支部に物件の仲介依頼 あつ旋申し出者入居 ・住宅整備費等助成事業（助成内容） 家主の行う以下の整備について助成対象とするが、助成額は限度額までとする。 （対象住宅整備） <ul style="list-style-type: none"> ・居室等整備（手摺・段差解消等） 20,000円（限度額） ・機器整備（自動消火装置） 30,900円（限度額） （火災報知器・2台まで） 31,000円（限度額） （ガス安全システム） 42,000円（限度額） ・火災保険（1戸あたり） 7,700円（限度額） 				
経過	<p>平成10年 4月 高齢者、障がい者、ひとり親家庭の統合要綱をそれぞれの要件に合わせて個別に制定</p> <p>平成11年 4月 あつ旋事業分の権利金助成（20,000円）廃止</p> <p>平成12年 9月 住宅あつ旋協力員謝礼（月額3,000円）廃止。宅建協会荒川支部へ住宅あつ旋依頼。</p> <p>平成14年10月 宅建協会荒川支部への協力委託金（年額120,000円）廃止</p> <p>平成19年 3月 事業廃止</p>				
必要性	平成18年度終了事業につき、評価せず。				
実施方法	<p>（ 直営 一部委託 全部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ）</p> <p>あつ旋希望者に対する物件の仲介を宅建協会荒川支部に依頼する。</p>				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	
予算額	51	48	48	48	48	48	0	
決算額（19年度は見込み）	0	0	0	0	0	0	0	
人件費					0	0		
【事務分担量】（%）					0	0		
合計（+）	0	0	0	0	0	0	0	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	0	0	0	0	0	0	0	
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	機器設置補助	0	0	0	0	0	0	
	居室整備補助	0	0	0	0	0	0	

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
19負担金補助及び交付金	機器設置補助		0	機器設置補助	0	事業廃止	
	居室整備補助		0	居室整備補助	0		

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
標	機器設置補助	0件	0件	0件	廃止	-	補助件数
	居室整備補助	0件	0件	0件	廃止	-	補助件数
	-	-	-	-	-	-	

（問題点・課題分析）	
他区の実況	（実施 0 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
D	D	平成18年度事業廃止

議会議決要旨（要旨）	
------------	--

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	ホームヘルプサービス事業（居宅介護・重度訪問介護）	部課名 担当者名	福祉部障害者福祉課 石澤 稲子	課長名 内線	小林 清美 2682
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	ホームヘルパー派遣事業費（18-09-10-01）				
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	40 年度	根拠	H15～17年度 「支援費」制度による居宅介護事業	
終期設定	有 無	年度	法令等	H18年度 「障害者自立支援法」による居宅介護事業	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の居宅サービスの充実[02-07]			
目的	常時介護を必要とする心身障がい者（児）にホームヘルパーを派遣し、身体介護・家事援助などの日常生活を営むのに必要なサービスを行うことで、心身障がい者（児）の自立と社会参加を促進し、介護世帯員の負担の軽減を図り、在宅生活の継続を可能にする。				
対象者等	日常生活を営むのに支障のある心身障がい者（児）。但し、介護保険対象者は、介護保険制度が優先する。但し、介護保険制度によるサービスで補えない重度(1級)の者については、上乘せの対象とする。				
内容	<p>【支援の種類（介護給付）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護（障害程度区分「区分1以上」） ... 自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う （身体介護・通院介助・家事援助・通院等乗降介助） ・重度訪問介護（障害程度区分「区分4以上」） ... 重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的にを行う ・行動援護（障害程度区分「区分3以上」） ... 自己判断能力が制限されている人が行動するとき、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行う 利用者負担額は、「1割」（上限月額 0円～37,200円）（世帯の収入状況により区分決定） <p>【参考「支援費制度」による居宅介護支援】平成15～17年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政が決定する「措置制度」から、利用者自らが都道府県の指定を受けた事業所と契約を結び、サービスの提供を受ける「支援費制度」に移行 利用者負担額は、0円～全額（階層区分により決定） 				
経過	平成11年 4月	事業委託方式一部試行的開始			
	平成12年 4月	事業委託方式全部実施			
	平成13年 4月	中・軽度の知的障がい者利用対象化			
	平成15年 4月	支援費制度（居宅介護）開始（精神・難病を除く）			
	平成18年 4月	障害者自立支援法施行（介護給付）			
	平成18年10月	日常生活支援 重度訪問介護			
必要性	心身障がい者（児）の自立と社会参加を促進し、介護世帯員の負担の軽減を図り、在宅生活の継続を可能にするために必要である。				
実施方法	（ 直営 一部委託 全部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ） 【決定・支払】直営（「支給決定基準」に基づき、障害程度区分・家族の介護状況等により支給量を決定） 【サービス提供】都指定居宅介護事業者（平成19年3月現在利用実績のある事業者、39社）				

		（単位：千円）						
予算・決算額等の推移		13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	予算額	49,850	108,631	154,047	193,261	223,239	230,058	230,595
	決算額（19年度は見込み）	46,013	100,779	153,968	193,185	223,239	228,583	230,595
	人件費					6,033	7,686	
	【事務分担当】（%）					70	90	
	合計（+）	46,013	100,779	153,968	193,185	229,272	236,269	230,595
	国（特定財源）	22,181	46,307	74,010	95,109	111,385	107,936	115,298
	都（特定財源）	11,394	29,995	38,542	48,328	55,763	53,968	57,649
	その他（特定財源）	742	917	0	0	0	0	0
	一般財源	11,696	23,560	41,416	49,748	62,124	74,365	57,648
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	利用時間数（居宅介護）	16078.0H	45948.5H	57228.5H	72319.5H	87157.5H	74880.5H	47772.0H
	利用時間数（重度訪問介護）						21422.0H	53211.0H
	利用者数（居宅介護）				143人	150人	148人	150人
	利用者数（重度訪問介護）						23人	25人

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	扶助費	ホームヘルパー派遣	223,239	ホームヘルパー派遣	228,583	ホームヘルパー派遣	230,595

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
	利用時間数	72319.5H	87157.5H	96302.5H	23366.0H	135486.0H	19年度は19年5月末現在
	利用者数（実人数）	143人	150人	171人	148人	183人	19年度は19年5月末現在
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題分析）	年1回の更新時に、個別の支給量等が適正であるかの再調査が必要である。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
随時更新に伴う調査を行う。	利用者の状況に応じた適正な支給決定が図れる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
A	A	障がい者が在宅生活を送るための重要な事業である

況議会 （要質問 旨問状）	11年三定 「介護保険導入後の障害者福祉課ヘルパーの取り扱いについて」
---------------------	-------------------------------------

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	障がい者移動介護事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小林清美
		担当者名	増田美千穂	内線	2682
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	障害者移動介護事業費（18-09-20-01）				
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	61 年度	根拠	障害者自立支援法	
終期設定	有 無	年度	法令等	荒川区障害者（児）移動支援支給事業実施要綱	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の居宅サービスの充実[02-07]			
目的	障がい者及び障がい児が外出する際に、移動支援を提供することにより、外出が困難な障がい者等の通院、通学、社会参加を支援しもって障害者等の福祉の向上に寄与することを目的とする。				
対象者等	・屋外で著しい制限のある視覚障がい者等 ・身体障害者手帳を所持する者のうち両上肢及び両下肢の機能の障がい有する者 ・愛の手帳を所持する障がい者等 ・精神保健福祉手帳を所持する障がい者等 ・区内の特別支援学級、学童クラブ、通所介護施設等又は都内の養護学校等に在籍する障がい者等 平成19年度支給決定数 217名（身体介護を伴う移動支援 66名 身体介護を伴わない移動支援 151名）				
内容	障害者自立支援法の地域生活支援事業となり、事業実施自治体による独自事業として実施。精神障がい者外出介護と統合。 荒川区独自施策：通学の為の移動支援、介護施設等への移動支援を認める。利用者負担無し。 利用者：区へ相談・申請 決定（支援の種類・提供期間・提供時間数） 受給者証交付 事業者と契約・利用 ただし提供時間数を超過利用した分については自己負担とする。 事業者：移動支援事業者及び荒川区社会福祉協議会 都による指定 利用者との契約・サービス提供 移動支援費を区へ請求・受領 【支援費制度】 利用者、事業者への係わりについては変更はないが、利用者負担については、本人及び扶養義務者の前年の所得税額又は住民税額に基づき算定 利用者は、視覚障がい者が「ヘルプ」 知的障がい者が「トヘルプ」 を利用し、身体介護が必要な利用者は「ホームヘルプ」（身体介護を伴う移動支援）利用をしていた。				
経過	昭和61年 4月	視覚障害者ガイドヘルプ事業開始			
	平成14年 10月	知的障害者ガイドヘルプ事業開始			
	平成15年 4月	支援費制度居宅介護事業に移行			
	平成18年 10月	障害者自立支援法地域生活支援事業に移行			
必要性	心身障がい者の自立と社会参加を促進し、介護世帯員の負担軽減を図り、在宅生活の継続を可能とするため必要である。				
実施方法	（ 直営 一部委託 全部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ） 【決定・支払】 直営 【サービス提供】 移動支援事業者・荒川区社会福祉協議会				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	
予算額	9,559	13,263	28,319	36,166	38,282	47,923	57,737	
決算額（19年度は見込み）	9,558	12,874	28,175	36,157	37,822	47,923	57,737	
人件費					1,724	1,708		
【事務分担量】（%）					20	20		
合計（+）	9,558	12,874	28,175	36,157	39,546	49,631	57,737	
国（特定財源）	4,092	5,061	15,133	17,821	18,904	29,771	28,868	
都（特定財源）	2,334	3,384	8,118	9,356	9,651	14,885	14,434	
その他（特定財源）	14	22						
一般財源	3,118	4,407	4,924	8,980	10,991	4,975	14,435	
事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	
実績の推移								
視覚障害決定者数	71人	73人	59人	60人	54人	120人		
知的障害決定者数		62人	83人	88人	76人			
視覚障害利用時間数	8,461H	10,528H	13,162H	16,130.5H	16,409.5H	14,074H		
知的障害利用時間数		942H	3,338.5H	4,852.5H	5,619H			
移動支援						14,189H	2,688H	
移動支援決定者数							217人	

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
予 算 ・ 決 算 の 内 訳	扶助費	視覚障がい者ヘルパー	30,719	視覚障がい者ヘルパー		移動支援	57,737
		知的障がい者ヘルパー	10,023	知的障がい者ヘルパー			
				身体介護を伴う移動介護 (H18.3~9)	19,506		
				移動支援(H18.10~H19.2)	28,417		

指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
標	視覚障害派遣時間数	16,130.5H	16,409.5H	14,074H			年間総利用時間数 18年度はH18.3~H19.9
	知的障害派遣時間数	4,852.5H	5,619H				年間総利用時間数 18年度はH18.3~H19.9
	移動支援提供時間数			14,189H	32,256	38,556	年間総利用時間数 18年度はH18.10~H19.2

(問題点・課題)	<p>・ヘルパーの平均年齢が高齢化しており、次世代のヘルパーの育成が必要</p>
他区の実況	<p>（実施 22 区 未実施 区）</p> <p>法定事業</p>

問題点・課題の改善策検討	
平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
次世代ヘルパーの養成研修等の実施	ヘルパーの人員確保

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
B	B	外出が困難な障がい者等の通院、通学、社会参加を支援することは必要である

議 会 要 旨	
------------------	--

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	精神障がい者・難病患者居宅生活支援事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小林清美
		担当者名	片桐孝子	内線	2688
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	難病ホームヘルパー派遣事業費（18-10-50-01）				
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	63 年度	根拠	平成8年厚生省保健医療局長通知 荒川区難病患者等ホームヘルプサービス事業運営要綱	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の居宅サービスの充実[02-07]			
目的	難病患者等が地域で療養するため、以下の事業を実施する。 ホームヘルパーを派遣し、家事などの日常生活を営むのに必要なサービスを行う。 荒川区医師会主催の難病相談室に協力参加し保健福祉相談を受け、療養生活の質の向上を図る。 精神障がい者へのホームヘルプは、疾病特性を把握して再発防止に寄与し、日常生活の技術支援を行う役割がある。そのため、ヘルパーのステップアップ講習を実施し、資質の向上を図る。				
対象者等	日常生活を営むのに支障があって、介護保険制度、自立支援法等のサービスが受けられない者。 平成14、15、16、17、18年度実績なし。 相談室来所者 精神障がい者のホームヘルプを行っているヘルパー、及び過去に精神障がい者ホームヘルプ養成研修を受けたヘルパー。				
内容	（利用方法）申請受付 調査 プラン作成 派遣決定 ヘルパー派遣 年1～2回定期訪問調査による検証（派遣基準）週2回、1回2時間まで。 （サービス内容）・家事援助 ・身体介護 ・移動支援 （自己負担額）生計中心者の所得により1時間当たり0円～950円（～階層） 毎月1回土曜日の午後実施 会場：医師会館 周知：区報や医療機関 問診：保健師 診察：専門医 療養相談：保健師 福祉相談：ケースワーカー 研修1月に実施。受講者は事業所への周知で募集。				
経過	昭和60年5月 医師会主催の難病相談室を毎月1回医師会館で開始 保健師、ケースワーカー参加。 平成14年4月 難病患者への派遣事業開始。19年6月現在実績無し。 平成14年10月 荒川区精神障がい者居宅介護等事業運営要綱策定。平成15年4月 本格実施。 精神障がい者ヘルパー養成研修修了者数 平成14-28名 15-26名 16-23名 17-19名 精神障がい者ヘルパーステップアップ研修修了者数 平成15-20名 16-13名 平成18年4月 自立支援法施行により、精神障がい者ヘルパー養成研修は廃止されたが、区独自で精神障がい者ヘルパーステップアップ研修実施。修了者数18-20名				
必要性	精神障がい者及び難病患者の自立と社会参加の促進を図る上で必要である。				
実施方法	（直営 一部委託 全部委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 難病患者ホームヘルプ：派遣形態 事業委託方式：居宅介護事業者と契約し、ヘルパーを派遣する。 難病患者会：依頼を受けて保健師が例会に参加の他運営企画に協力 難病相談室：医師会からの依頼を受けて、難病相談室への協力参加 ホームヘルパーステップアップ研修：講師 医師 看護師 精神保健福祉士 保健師				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	
予算額	—	2,553	7,865	4,433	5,649	897	897	
決算額（19年度は見込み）	—	303	1,883	2,852	2,858	81		
人件費					0	0		
【事務分担量】（%）					0	0		
合計（+）	0	303	1,883	2,852	2,858	81	0	
国（特定財源）								
都（特定財源）					1,858			
その他（特定財源）								
一般財源	0	303	1,883	2,852	1,000	81	0	
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	難病ホームヘルプ（人）	0	0	0	0	0	0	0
	難病相談室（人）	31	32	28	30	27	26	26
	ヘルパーステップアップ研修	—	—	20	13	—	20	25

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報償費	ヘルパー養成研修謝	175	報償費	81	報償費	81
	旅費	職員旅費	2		-		-
	需用費	消耗品	4		-		-
	委託料	委託料	2,677		-		-

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
	利用者実人員	17	21	-	30	50	

（問題点・課題）	<ul style="list-style-type: none"> ・難病のホームヘルプの実績がない。 ・ホームヘルパーは、精神障がい者が日常生活のスキルを身につけ生活の質を向上させるようサポートする役割がある。そのためには、精神障がいに対しての理解が必要である。
他区の実況	<p style="text-align: center;">（実施 6 区 未実施 16 区）</p> <p>精神障がい者ホームヘルパー研修実施6区のうち3区直営 3区社会福祉協議会に委託実施</p>

問題点・課題の改善策検討	
平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
年2回短期間の講習の機会を設け、参加しやすい時間帯に実施し、参加の便宜を図り、事例検討の強化などで、内容を充実させる。	参加後、精神障がい者を担当するヘルパーが増加する。
難病のホームヘルプの必要者調査を行い、事業の継続について検討する。	

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
C	C	現状の規模で実施する

況議（要旨）	
--------	--

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	障害福祉サービス利用者負担軽減事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小林 清美
		担当者名	小幡 順一	内線	2681
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	障害福祉サービス利用者負担軽減費（18-11-50-01）				
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）	建設事業	それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 平成 18年度	根拠	障害者自立支援法・同施行規則・同施行細則		
終期設定	有 無 20年度	法令等	利用者負担軽減事業運営要綱（略称）		
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の居宅サービスの充実[02-07]			
目的	<p>障害者自立支援法において定められている利用者負担金の軽減策として、国制度・都制度・区制度として減免策を講じ、利用者負担が多額になることを抑え、障害福祉サービスの利用による家計への負担を軽減する。</p> <p>区制度としては利用者負担軽減及び食費負担軽減は、障害者自立支援法施行前は利用者負担のない又は少額であるため、急激な利用者負担の激変緩和策として行い、月額上限額の半額化はサービス利用の多い障がい者は重度障がい者であり、高額な利用者負担となるため高額とならないように負担軽減を行う。</p>				
対象者等	障害者自立支援法に規定する障害福祉サービス（介護給付・訓練等給付）受給及び利用者月350名程度				
内容	<p>【国制度】</p> <p>対象区分：生保...、低所得1...、低所得2...、一般... 社会福祉法人減免... サービス提供事業所が社会福祉法人で利用者の所得区分階層が低所得1又は低所得2の場合、それぞれの利用者負担月額上限額を半額にし、その金額を社会福祉法人と自治体において負担する。平成18年度のみ</p> <p>高額障害福祉サービス費... 同一世帯に障害福祉サービスを利用する人が複数いる場合、利用者負担の合算額の上限額を超えた部分は高額障害福祉サービス費として支給し、負担が増加しないようにする。この障害福祉サービスには介護保険によるサービスの利用者負担を含む。</p> <p>特定入所者特別給付費... 障害福祉サービスとは別に利用者負担とする施設入所者の光熱水費及び食費等について、一定の手持ち金を利用者に残すために、特別給付費を支給する。</p> <p>貸付金... 一時的に負担が増加する障害者に対し、障害福祉サービス利用のための利用者負担を貸し付けする。</p> <p>利用者負担上限額軽減... 低所得1・2、一般のうち、一定の資産条件等を満たす通所・居宅サービス利用者の上限額を政令で定める金額の1/4に軽減。 平成19～20年度のみ</p> <p>【都制度】平成18～20年度 低所得1・2対象 社会福祉法人減免の拡大... 社会福祉法人減免の対象事業所を社会福祉法人のみに限定せず、株式会社や有限会社等全ての事業所を対象とする。 平成18年度のみ</p> <p>居宅介護の利用者負担軽減... 居宅介護の利用者負担割合を10%から3%とする。</p> <p>【区制度】低所得1・2、一般の在宅サービス対象 利用者負担軽減... 在宅サービス（居宅介護系、短期入所、デイサービス、通所施設）の利用者負担割合を10%から3%とする。 通所施設食費軽減... 通所施設における食費負担を区立施設については半額とする。また、区外施設については本人に対し精算払いとする。 月額上限額の半額化... サービス利用者のうち、国制度の適用を受けない利用者の月額上限額を半額とする。 については平成18～20年度、については恒久的措置とする。</p>				
経過	平成18年 4月 軽減事業開始 平成19年 4月 更なる軽減事業開始【国制度】事業内容				
必要性	障害者自立支援法において定められている利用者負担に向けての障がい者本人の収入について確保されず、旧法制度においては大多数（約95%）が利用者負担がなく、急激な負担増となり、障害者自立支援法下においては障がい者が重度で多量の福祉サービスを必要とする障がい者が多額の利用者負担となる制度であり、充実した障害福祉サービスの利用のためにも必要性は高い。				
実施方法	（ 直営 一部委託 全部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ） 【資格決定】 支給決定とあわせて審査し、決定する。 【上限管理】 区における上限管理（一部事業所） 【支払】 事業所からの代理請求・代理受領にて障害福祉サービス費と合算して支払う。				

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

		(単位：千円)						
予算・決算額等の推移		13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	予算額						16,868	22,116
	決算額（19年度は見込み）						13,938	22,116
	人件費						2,562	
	【事務分担量】（％）						30	
	合計（+）	0	0	0	0	0	16,500	22,116
	国（特定財源）						0	0
	都（特定財源）						4,141	4,091
その他（特定財源）						0	500	
一般財源	0	0	0	0	0	12,359	17,525	
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	補助対象者						350名	350名

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	負担金補助及び交付金			利用者負担軽減 社福軽減費	11,845 2,093	利用者負担軽減	21,616
	貸付金			貸付金	0	貸付金	500

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
	補助対象者	-	-	350	350	-	補助対象となった障がい者数
	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-

(問題点・課題)	<p>・補助金管理の複雑化（負担割合軽減については都内全域で行われているため、国保連合会で対応可能だが、上限額半額等の他の軽減は対応不可のため、直接管理となる）</p>
他区の実況	<p>（実施 22 区 未実施 区）</p> <p>都制度減免については全区実施 区独自については、食費軽減 利用者負担割合軽減 サービス間利用負担の合算化 国制度の拡大、の4つの組み合わせから行われている。</p>

問題点・課題の改善策検討	
平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
システム管理化の検討。人員配置。	直接支払者への確実な対応。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
A	A	安心したサービス利用のため重要な事業である

況議(要旨)	
--------	--

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	重度脳性麻痺者介護人派遣事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小林 清美
		担当者名	富樫 まり	内線	2683
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	重度脳性麻痺者介護人派遣事業費（18-12-50-01）				
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	60 年度	根拠	荒川区重度脳性麻痺者介護人派遣事業運営要綱	
終期設定	有 無	年度	法令等	（平成9年10月1日から適用）	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の居宅サービスの充実[02-07]			
目的	重度の脳性麻痺者を介護し、生活圏の拡大を図るための援助を行い、もって重度脳性麻痺者の福祉の増進を図ることを目的とする。（介護人は、対象者の推薦によるものとし、その範囲を家族（対象者の親、子、兄弟姉妹及び配偶者）に限定する。）				
対象者等	都内に居住する20歳以上の重度脳性麻痺者で、身体障害者手帳1級であり、独立して屋外活動を行うことが困難な者。 この制度を利用する者は、介護給付の短期入所以外の居宅サービスを使えなくなる。ただし、平成15年3月31日現在の継続認定者のみ通所施設サービスやデイサービスも使える。（ホームヘルプとグループホームは不可）				
内容	(制度)介護人：家族（親、子、兄弟姉妹、配偶者）に限定。介護保険制度サービスとの併用禁止 ・派遣回数：月12回以内 ・単価：6,560円/回 ・介護内容：外出介助 申請 審査・認定 登録者名簿へ記載（年度更新） 介護券発行（毎月） 請求（翌月の10日までに請求する）・手当支払 自己負担：なし				
経過	昭和60年 全身性障害者介護人派遣事業と同一要綱で実施。（都単独事業） 平成9年10月全身性障害者についてホームヘルプ事業に組み入れられたことにより、単独要綱（区）として事業実施。（都10/10補助事業） 平成15年4月継続認定者を除き、支援費制度の短期入所以外のサービスとの併給禁止				
必要性	重度の脳性麻痺者を介護する家族の負担を軽減する上で必要である。				
実施方法	（ 直営 一部委託 全部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ） 毎月末に翌月分の介護券を障害者宛に送付、介護人は介護の都度受け取った介護券を添付して、翌月10日までに請求。内容確認のうえ月末までに介護人の口座に振り込む。 *東京都重度心身障害者手当（6万円/月）との併給可				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	
予算額	14,209	13,849	12,986	11,525	11,336	11,336	10,392	
決算額（19年度は見込み）	13,376	13,140	11,250	10,548	11,309	9,446	10,392	
人件費					788	1,014		
【事務分担当】（%）					20	23		
合計（+）	13,376	13,140	11,250	10,548	12,097	10,460	10,392	
国（特定財源）								
都（特定財源）	13,375	13,139	11,250	10,548	11,309	9,446	10,309	
その他（特定財源）								
一般財源	1	1	0	0	788	1,014	83	
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	利用実人員	16	14	12	13	12	11	11

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報償費	介護人謝礼	11,309	介護人謝礼	11,336	介護人謝礼	10,392

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
	利用実人員	13	12	12	11	-	

（問題点・課題 指標分析）	<ul style="list-style-type: none"> ・重度脳性麻痺介護人派遣事業と、介護給付の短期入所の居宅サービスの併用はできないため、いずれかを選択することを周知し、できる限り居宅サービスの利用をすすめる。 ・平成15年3月31日現在の利用者については当面一部サービスの利用が可能であるが、障害程度や家族状況が変化した際には、介護給付の短期入所の居宅介護への移行をすすめる必要がある。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区） 金額加算 3区（北・練馬・足立） 回数増 2区（世田谷・練馬） 年齢引き下げ 2区（豊島・江戸川）

問題点・課題の改善策検討	
平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
自立支援法に基づく、居宅介護サービスへの移行を進める。	家族介護から事業者への介護に変わることで障がい者の自立が促進できる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
C	C	現状の規模で実施する

議会議決 （要旨）	
--------------	--

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	緊急一時介護人派遣事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小林 清美
		担当者名	富樫 まり	内線	2683
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	緊急一時介護人派遣事業（18-16-50-01）				
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	51 年度	根拠法令等	荒川区心身障害（児）介護人派遣事業実施要綱	
終期設定	有 無	年度			
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の居宅サービスの充実[02-07]			
目的	在宅の心身障害児（者）を介護している保護者が疾病等の事由により、家庭における介護が困難となった場合に、介護人を派遣（又は介護人の家庭で保護）することによって、心身障がい児（者）世帯の負担を軽減する。 * 介護場所（障がい者宅 又は 介護人宅） * ピアホームの利用を優先する。				
対象者等	区内に住所を有する心身障がい児（者）で、保護者等の事情により、一時的に家庭における介護が困難となった場合で、次に該当する者。 宿泊を要しない心身障がい児（者）で 身体障がい 1・2級、知的障害 1～4度、脳性麻痺又は進行性筋萎縮症の障害を有する者				
内容	【申請】申請書提出 【認定】決定通知書と介護券の送付（介護人は障がい者世帯の近隣に在住する人で本人又は家族の推薦を受けた者） 【介護人派遣】障がい児（者）の自宅または介護人宅で介護 【派遣日数】月に5日以内（半日単位も可） 【請求】毎月10日までに介護人が区へ介護券・請求書を提出 【支払】『介護人に対する1日当たりの費用は、東京都在宅心身障がい児（児）緊急一時保護事業の補助基準額に準ずる。ただし、1日当たりの保護時間が4時間以内のものについては、半額とする。請求の日から30日以内に指定の口座へ支払う。』 【単価】全日 6,050円 半日 3,025円				
経過	昭和51年 事業開始 平成9年 対象拡大（知的障がい4度まで） 平成11年 緊急一時保護寮（ピアホーム）との一体的運用を図るため、保護寮の利用を優先し、保護寮での利用が困難な場合本事業を利用するように見直した。 平成15年 支援費でのホームヘルパー利用を推奨していく。ホームヘルプ併用者については、ホームヘルプへの移行を図る。 平成18年10月より、居宅介護の併用不可。				
必要性	緊急一時保護寮（ピアホーム）では対応できないケース（就学前の障害児、満床時等）の緊急の利用に対応する必要がある。				
実施方法	（ 直営 一部委託 全部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ） 利用申請が認定されると利用者に介護券が送付される。 介護人は、介護と引き換えに介護券を受け取り、翌月10日までに請求（介護券添付）。 内容確認のうえ月末までに介護人の口座に振り込む。				

		（単位：千円）						
		13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
予算・決算額等の推移	予算額	665	733	1,023	1,704	1,837	2,810	363
	決算額（19年度は見込み）	587	708	1,001	1,703	1,836	599	363
	人件費					788	956	
	【事務分担当】（%）					20	22	
	合計（+）	587	708	1,001	1,703	2,624	1,555	363
	国（特定財源）							
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	587	708	1,001	1,703	2,624	1,555	363	
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	利用者数	5	7	11	12	10	10	10
	全日利用	97	117	165	274	293	97	60
	半日利用	0	0	1	15	21	4	0

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報償費	介護人謝礼	1,836	介護人謝礼	929	介護人謝礼	363

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
	利用者数	12	10	10	0	-	各年度実績 平成19年6月現在
	全日利用	274	293	97	0	-	-
	半日利用	15	21	4	0	-	-

（問題点・課題）	<p>自立支援法の移行にともない、居宅サービス併用が出来ず、利用される方が減少している。しかし、学齢期前のサービスがない為、この制度は現状のまま続ける。</p>
他区の実況	<p style="text-align: center;">（実施 11 区 未実施 11 区）</p> <p>区単独実施区 12区（千代田・新宿・港・目黒・大田・世田谷・渋谷・中野・杉並・北・練馬・荒川）</p>

問題点・課題の改善策検討	
平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
C	C	現状の規模で実施する

況議 （要 旨） 問 状	
--------------------------	--

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	手話通訳派遣事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小林清美
		担当者名	八柳卓史	内線	2682
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	手話通訳派遣事業費（18-20-66-01）				
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	元年度	根拠	障害者自立支援法	
終期設定	有 無	年度	法令等	荒川区手話通訳者派遣事業実施要綱	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の居宅サービスの充実[02-07]			
目的	意思の疎通が困難な聴覚障がい者に対し手話通訳者を派遣することで、日常生活の利便の向上と、社会参加の促進に寄与し福祉の増進を図る				
対象者等	聴覚障がい者及び言語機能障がいに係る身体障害者手帳が1・2級の者（所得制限 なし）				
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・委託先 （福）荒川区社会福祉協議会（荒川社協） （福）東京聴覚障害者福祉事業協会東京手話通訳等派遣センター（通訳派遣センター） ・派遣回数 派遣対象者1人につき月10回までとする。 （ただし、生命及び身体に関する場合は上記回数にカウントしない。） ・派遣対象 生命・健康、権利の保持、職業・仕事、教育、文化・教養、人間関係保持に関するもの。 （ただし、手話通訳が用意されている場合又は営業、政治、宗教活動は除く。） ・利用方法 利用希望者は荒川社協に登録する。 登録者は手話通訳者を必要とするときに荒川社協あて派遣を申請する。 ただし、登録者は医療に関すること又は訴訟など専門的な交渉にかかわる場合に限っては、通訳派遣センターに直接申し込むことができる。 荒川社協は必要性を認めたときは派遣を決定し、手話通訳者を派遣する。 通訳派遣センターは、直接に派遣申し込みを受けた場合、当該派遣の事由が前項のただし書きに該当すると認められた場合、手話通訳士を派遣する。 荒川社協が通訳者を確保できなかった場合、通訳派遣センターに当該依頼を引き継ぐ。 荒川社協は手話通訳者に対し報償（1時間につき1,500円）を支払う。（派遣に要する交通費等は派遣対象者の負担） 通訳派遣センターの場合は最初の1時間14分まで4,000円、以降1時間ごと3,000円の契約。 （コーディネーター料派遣場所までの交通費は、契約金額に含む） ・報償費等 				
経過	<p>H12年 4月 報償基準を半日単位から1時間単位に見直した。</p> <p>H12年 6月 社会福祉法の一部改正により、手話通訳派遣が、社会福祉法の対象事業となる。</p> <p>H18年10月 障害者自立支援法の施行により、手話通訳派遣が、地域生活支援事業の必須事業となる。</p> <p>H19年 4月 東京都が行っていた手話通訳派遣事業が廃止され、各区市町村で高度な通訳派遣も実施することとなり、荒川区もこれまで東京都が契約してきた通訳派遣センターと委託契約を結んだ。</p>				
必要性	日常生活の利便の向上と、社会参加の促進に寄与し福祉の増進を図るため、意思の疎通が困難な聴覚障がい者に対し手話通訳者の派遣が必要である。				
実施方法	（ 直営 一部委託 全部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ） （福）荒川区社会福祉協議会、（福）東京聴覚障害者福祉事業協会に委託し実施				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	
予算額	1,709	1,459	1,408	1,393	1,814	1,676	3,131	
決算額（19年度は見込み）	1,288	1,291	1,403	1,343	1,643	1,676	3,131	
人件費					862	427		
【事務分担量】（%）					10	5		
合計（+）	1,288	1,291	1,403	1,343	2,505	2,103	3,131	
国（特定財源）						310	848	
都（特定財源）	853	640	629	696	692	662	424	
その他（特定財源）								
一般財源	435	651	774	647	1,813	1,131	1,859	
実績の推移	事項名							
	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	
延べ利用者数	157	128	146	156	197	188	240	
派遣回数	326	319	421	429	513	503	650	
延べ派遣時間	600	617	717	709	868	873	1,297	

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	委託料	事業費・事務費・管理費	1,643	事業費・事務費・管理費	1,676	事業費・事務費・管理費	3,131

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
	実利用者数	30人	39人	39人	42人	50人	-
	登録通訳者数	25人	26人	26人	28人	34人	荒川社協登録の通訳者数 (通訳派遣センターは含まない。)
	派遣回数	429回	513回	503回	650回	700回	-

(問題点・課題)	<ul style="list-style-type: none"> ・ H18年10月から、障害者自立支援法の「地域生活支援事業」に位置付けられたことに伴い、要約筆記派遣も、本制度に組み込む必要がある。 ・ 現要綱では、対象者の障害等級を1・2級と定めているが、障害者自立支援法の趣旨に即して、等級制限の見直しも検討する必要がある。
他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区)

問題点・課題の改善策検討	
平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
要約筆記派遣等のコミュニケーション支援の検討	手話以外のコミュニケーション手段を必要とする聴覚障がい者へのコミュニケーション支援の充実
障害等級制限の見直し	コミュニケーション支援が必要な障がい者の福祉の向上

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
B	A	事業拡大（要約筆記）について検討を図る

(状況)	<p>議事録</p>
------	------------

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	理美容サービス事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小林清美
		担当者名	八柳卓史	内線	2682
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	理美容サービス事業費（18-24-50-01）				
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	61 年度	根拠	荒川区心身障害者理美容サービス事業実施要綱	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の居宅サービスの充実[02-07]			
目的	理容店、美容店で理容又は美容を受けることが困難な65歳未満の重度の心身障がい者に対し、理容師又は美容師を派遣して理容又は美容サービスを行うことにより、障がい者の保健福祉の向上を図り、もって福祉の増進に資することを目的としている。				
対象者等	区内在住で以下の手帳を持ち、常時臥床状態の65歳未満の者(所得制限なし) ・身体障害者手帳1・2級(但し下肢・体幹にかかる障害) ・愛の手帳1・2度				
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・利用方法 対象者の認定は区が行い、その都度、(福)荒川区社会福祉協議会に連絡する。 ・実施内容 社会福祉協議会は以下の基準(認定月)で対象者に理美容券を交付し、使用分を理美容組合に支払う。 <ul style="list-style-type: none"> <交付枚数> 年間6枚、ただし6月以降は2月に1枚の割合で減ずる。 ・単 価 4,800円 (理髪・美容料3,800円+出張料1,000円) ・自己負担 理美容サービスを受けた者は料金の一部を業者に支払う。 <ul style="list-style-type: none"> (住民税が課税されている者 1,900円、 住民税が非課税の者 950円) 				
経過	平成11年4月	対象拡大：知的障がいに係る愛の手帳1・2度を持っている者を対象とした。			
	平成12年4月	自己負担金導入			
	平成13年4月	理容サービスに美容サービスを加えた。			
必要性	理美容店を訪れることが困難な、常時臥床状態の重度の心身障がい者の生活環境を、維持・向上させる上で必要である。				
実施方法	(直営 一部委託 全部委託) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員) (福)荒川区社会福祉協議会に委託し実施				

		(単位：千円)						
		13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
予算・決算額等の推移	予算額	955	1,037	973	898	826	723	736
	決算額(19年度は見込み)	900	908	907	815	777	710	736
	人件費					862	427	
	【事務分担量】(%)					10	5	
	合計(+)	900	908	907	815	1,639	1,137	736
	国(特定財源)							
	都(特定財源)							
その他(特定財源)								
一般財源	900	908	907	815	1,639	1,137	736	
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	理美容券支給者数	47	43	44	45	39	36	38
	利用回数	197	194	172	171	168	156	160

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）		
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	
	委託料	事業費・事務費・管理費	777	777	事業費・事務費・管理費	710	710	事業費・事務費・管理費

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
標	理美容券支給者数	45人	39人	36人	38人	-	-
	利用枚数	171枚	168枚	156枚	160枚	-	-
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題分析）	
他区の実況	（実施 20 区 未実施 2 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
C	C	現状の規模で実施する

議会議況（要旨）	
----------	--

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	日常生活用具給付事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小林 清美
		担当者名	小幡 順一	内線	2681
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	日常生活用具給付事業費（18-28-20-01）				
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	44 年度	根拠	荒川区重度心身障害者（児）及び難病患者等日常生活用具給付等要綱・同実施要領	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の居宅サービスの充実[02-07]			
目的	在宅の心身障がい者（児）及び難病患者に対し、各種の日常生活用具を給付することにより、障がい者及び難病患者本人の生活を容易にし自立を高めるとともに、介護する者を支援する。				
対象者等	区内に居住する重度の心身障がい者（児）及び難病患者で、給付種目により対象者は異なる。				
内容	<p>【給付種目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者（児） ... 国基準6種目 <ul style="list-style-type: none"> 介護・訓練支援用具（10品目）...特殊寝台（基準額：162,800円）等 自立生活支援用具（27品目）...入浴補助用具（基準額：90,000円）等 在宅療養等支援用具（7品目）...ネブライザー（基準額：36,000円）等 情報・意思疎通支援用具（21品目）...ポ-タブレット（基準額85,000円）等 排泄管理支援用具（4品目）...蓄便袋（基準額：8,858円）等 住宅改修費（1品目）...小規模住宅改修（基準額：200,000円） ・難病患者 ... 国基準（18品目） 動脈血中酸素飽和度測定器（基準額：157,500円）等 <p>【給付方法】</p> <p>障がい者（児）等からの日常生活用具の申請に基づき、給付対象品目の給付を行う。用具の給付については業者に委託する。</p> <p>【利用者負担】</p> <p>本人及び生計同一者の前年の所得税又は住民税額に基づき、利用者負担額を算定</p>				
経過	<p>昭和44年 事業開始</p> <p>その後、給付品目・対象者は、国・都の改正に合わせて修正</p> <p>平成16年 4月 品目ごとに耐用年数導入。</p> <p>平成18年 1月 利用者負担改定（非課税世帯0円 1,100円）</p> <p>平成18年10月 障害者自立支援法施行により、地域生活支援事業化。品目整理。</p> <p>追加品目...歩行補助つえ、人工喉頭、点字器、ストマ用装具（補装具より移行）</p> <p>廃止品目...重度障害者用意思伝達装置（補装具へ移行）</p> <p>ストマ用装具 ... 対象者190人、件数733件</p> <p>影響額6,110,488円（平成18年度実績）</p>				
必要性	障害者自立支援法第77条に規定する地域生活支援事業の必須事業であり、障がい者の在宅生活や自立した生活に重要であり、介護者の負担軽減にも寄与する。				
実施方法	<p>（ 直営 一部委託 全部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ）</p> <p>【決定・支払】直営</p> <p>【給付】業者委託</p>				

		（単位：千円）						
予算・決算額等の推移		13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
		予算額	9,852	7,238	5,857	8,943	8,166	12,939
	決算額（19年度は見込み）	5,608	5,418	5,409	8,465	7,615	12,937	29,760
	人件費					862	1,708	
	【事務分担量】（%）					10	20	
	合計（+）	5,608	5,418	5,409	8,465	8,477	14,645	29,760
	国（特定財源）						5,953	15,258
	都（特定財源）	3,338	3,642	2,749	4,157	4,035	2,784	7,629
	その他（特定財源）							
	一般財源	2,270	1,776	2,660	4,308	4,442	5,908	6,873
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	給付件数・児童	10	5	7	12	15	40	157
	成人	63	78	14	110	101	814	2,615
	難病		1		2	2	1	

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	需用費	消耗品費	5	消耗品費	3	消耗品費	5
	扶助費	児童分	1,125	児童分	961	児童分（一般）	749
		成人分	6,338	成人分	11,905	成人分（一般）	7,058
		難病分	146	難病分	67	成人分（ｽﾌﾟﾙ）	2,116
						児童分（ｽﾌﾟﾙ）	832

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
	給付件数・児童分	12	15	40	157	190	障がい児給付件数
	給付件数・成人分	110	101	814	2,615	2,800	障がい者給付件数
	給付件数・難病分	2	2	1	0	0	難病患者給付件数

（問題点・課題分析）	<p>・ 障害者自立支援法による地域生活支援事業化により、品目の選定を区が行うこととなり、品目選定の明確な基準の制定等が必要となる。</p>
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）
法定事業	

問題点・課題の改善策検討	
平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
品目選定の明確化。	

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
B	B	必要に応じ、他区同制度等の動向を確認しつつ、品目の選定等を行い、充実を図る。

議会議決要旨	
--------	--

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	障がい者紙おむつ購入助成事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小林清美
		担当者名	八柳卓史	内線	2682
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	障害者紙おむつ購入助成事業（18-28-40-01）				
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	2 年度	根拠	荒川区重度心身障害者（児）紙おむつ購入費助成事業実施要綱	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の居宅サービスの充実[02-07]			
目的	重度の心身障がい者（児）に対し紙おむつの購入費の一部を助成することにより、介護者の労力及び経済的負担を軽減し、もって福祉の向上に資することを目的とする。				
対象者等	区内在住、3歳以上65歳未満で身体障害者手帳1～2級又は愛の手帳1～2度を有し、おむつを必要とする者。ただし65歳未満で助成を決定した者については、65歳到達後も継続助成とする。所得制限なし。日常生活用具のおむつ受給者および生保受給者は対象外となる。				
内容	<p>受給者は原則として「紙おむつ購入券」の利用となるが、以下の場合「おむつ代助成」を利用できる。</p> <p>入院により病院指定の紙おむつを使用しなければならない者</p> <p>「紙おむつ購入券」で購入することのできるおむつ以外の特殊なおむつを必要とする者（紙おむつ購入券）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区は「紙おむつ購入券」を交付し、利用者は各自紙おむつを選択し、購入券の利用できる介護用品店又は区内の薬局で購入券と引き替える。区は購入券に基づき業者に支払う。 ・限度額を月額10,000円とする。但し利用者は1割を業者に支払う。 <p>（おむつ代助成）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・購入した領収書に基づき助成する。 ・限度額は月額10,000円とする。但し1割を自己負担とすることから実際の助成金限度額は9,000円となる。 				
経過	<p>平成4年4月 所得制限撤廃（心身障害者福祉手当の所得制限を設けていた）</p> <p>平成12年4月 現物支給について支給方法を1事業者一括購入から、購入券発行に基づく薬局又は介護用品店での引き替えとし、助成限度額を現物・現金ともに10,000円とし、1割の自己負担を導入</p> <p>平成14年4月 業者等の要望に応え仕分けがしやすいように、担当課及び自己負担割合ごとに色違いの購入券を交付</p> <p>平成15年4月 65歳到達者の高齢者保健福祉課への移行を行わず、障害者福祉課にて継続</p> <p>平成17年4月 自己負担割合3%の経過措置廃止</p>				
必要性	おむつを常時使用していることは、経済的負担が大きく、また介護者の労力も大きい。購入費の一部を助成することによりそれぞれの負担を軽減し福祉の向上を図るために必要である。				
実施方法	<p>（ 直営 一部委託 全部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ）</p> <p>【直営分】 おむつ代助成について、常勤職員が審査・支払</p> <p>【一部委託分】 委託先 荒川薬業協同組合（86事業者） 荒川区介護福祉サービス事業者組合（6事業者）</p>				

		（単位：千円）						
予算・決算額等の推移		13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
		予算額	14,273	12,794	11,783	12,547	12,992	14,490
	決算額（19年度は見込み）	11,703	10,850	11,621	12,547	12,992	14,344	15,746
	人件費					1,240	1,230	
	【事務分担当】（%）					18	18	
	合計（+）	11,703	10,850	11,621	12,547	14,232	15,574	15,746
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）							
	一般財源	11,703	10,850	11,621	12,547	14,232	15,574	15,746
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	おむつ購入券使用枚数	4,531	4,617	5,292	5,932	5,932	6,368	6,740
	おむつ購入券対象者延数	1,193	1,247	1,348	1,530	1,599	1,725	1,796
	おむつ代助成対象者延件数	400	279	238	250	277	343	427

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
扶助費		おむつ購入券	10,678	おむつ購入券	11,463	おむつ購入券	12,133
		おむつ代助成	2,314	おむつ代助成	2,881	おむつ代助成	3,613

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
標	購入券対象者数	135人	152人	158人	150人	-	-
	おむつ代助成対象者数	25人	34人	42人	35人	-	-
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題分析）	
他区の実況	（実施 21 区 未実施 1 区） 現物等給付 19区 現金助成 11区 購入券等給付 1区

問題点・課題の改善策検討	
平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
C	C	現状の規模で実施する

議会議決要旨（要旨）	
------------	--

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	住宅設備改善給付事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小林 清美
		担当者名	小幡 順一	内線	2681
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	住宅設備改善給付事業費（18-28-60-01）				
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	60 年度	根拠	荒川区重度身体障害者（児）住宅設備改善給付	
終期設定	有 無	年度	法令等	事業実施要綱・同要領	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の居宅サービスの充実[02-07]			
目的	在宅の重度身体障がい者（児）に対し、その居住する家屋の浴場等の住宅設備の改善に要する費用を給付し、障がい者の自立を高め、介護者を支援する。				
対象者等	区内に居住する重度の身体障がい者（児）で、給付種目により対象は異なる。介護保険対象者は介護保険対象外の種目のみが対象となる。				
内容	<p>【給付種目及び基準額】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中規模住宅改修 基準額 641,000円 ・屋内移動設備（機器本体） 基準額 979,000円 ・屋内移動設備（設置費） 基準額 353,000円 ・階段昇降機（直線） 基準額 700,000円 ・階段昇降機（曲線） 基準額1,483,000円 <p>【給付方法】 障がい者（児）等からの住宅設備改善の申請に基づき、調査による審査を行い、給付対象種目の給付を行う。住宅の改修については業者に委託する。</p> <p>【利用者負担】 本人及び生計同一者の前年の所得税又は住民税額に基づき、利用者負担額を算定</p>				
経過	昭和60年 事業開始 平成14年 4月 浴場・便所・玄関・台所・居室の改修を、中規模改修として一本化 平成17年 4月 高齢者施策としての「階段昇降機」の廃止に伴い、65歳以上の障がい者に対する階段昇降機を対象化				
必要性	障がい者（児）の在宅生活に必要な住宅改修であり、障がい者本人の自立や介護者の負担軽減に寄与している。				
実施方法	（ 直営 一部委託 全部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ） 【決定・支払】 直営 【住宅改修】 業者委託				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	
予算額	10,932	10,701	11,299	6,805	14,701	15,741	10,847	
決算額（19年度は見込み）	2,274	6,444	10,529	4,700	10,302	3,470	10,847	
人件費					862	854		
【事務分担量】（%）					10	10		
合計（+）	2,274	6,444	10,529	4,700	11,164	4,324	10,847	
国（特定財源）							5,423	
都（特定財源）	818	1,504	703	460	1,251	0	2,711	
その他（特定財源）								
一般財源	1,456	4,940	9,826	4,240	9,913	4,324	2,713	
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	小規模改修		6	4	5	9	3	4
	中規模改修		6	5	3	5	1	4
	階段昇降機（直線）		1	3	1	1	4	2
	階段昇降機（曲線）		1	1	1	3	0	3

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
扶助費	小規模改修		1,618	小規模改修	403	小規模改修	1,304
	中規模改修		2,270	中規模改修	630	中規模改修	2,474
	階段昇降機（直線）		4,431	階段昇降機（直線）	2,437	階段昇降機（直線）	1,300
	階段昇降機（曲線）		669			階段昇降機（曲線）	4,437
	屋内移動設備		1,314			屋内移動設備	1,332

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
標	給付件数・児童分	0	2	0	2	-	児童給付決定件数
	給付件数・成人分	10	17	8	15	-	成人給付決定件数
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題分析）	
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成20年度以降に取り組み具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
B	C	現状の規模で実施する

議会議決要旨	
--------	--

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	寝具洗濯乾燥消毒事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小林清美
		担当者名	八柳卓史	内線	2682
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	寝具乾燥消毒事業（18-28-80-01）				
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	58 年度	根拠法令等	荒川区心身障害者寝具洗濯乾燥消毒事業実施要綱	
終期設定	有 無	年度			
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の居宅サービスの充実[02-07]			
目的	寝たきり状態にある65歳未満の重度心身障がい者に対し、寝具の洗濯又は乾燥消毒を行い、健康の保持を図る。				
対象者等	区内在住、65歳未満で身体障害者手帳1～2級又は愛の手帳1～2度を所持し、常時寝たきり等で寝具の洗濯乾燥が困難な者。所得制限なし。				
内容	<p>【実施方法】 利用者は区に対し申請する。 区の審査・決定後、委託業者に対し委託通知書を送付する。 委託業者が利用者宅から1回につき寝具1組（敷布団2枚、掛布団2枚、毛布1枚、枕1個を限度）を回収し、自己負担分の費用を徴収する。（生活保護世帯0%負担、その他10%負担） 寝具の乾燥消毒等を行い、利用者宅へ返送する。</p> <p>【実施回数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・寝具乾燥消毒 … 年間11回（1回の単価 2,698円） ・寝具水洗い … 年間1回（1回の単価11,949円） 				
経過	昭和59年4月 平成4年4月 平成12年4月 平成17年4月	対象者拡大（身体障害者手帳2級所持者） 所得制限撤廃、丸洗いに替えて水洗いの実施 対象者の年齢制限、費用負担導入 自己負担割合3%の経過措置廃止			
必要性	寝たきり状態にある重度心身障がい者に対し、寝具の洗濯又は乾燥消毒を行うことにより、健康の保持を図るために必要である。				
実施方法	（ 直営 一部委託 全部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ） 業者委託にて実施				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	
予算額	261	204	197	183	173	217	440	
決算額（19年度は見込み）	172	198	115	183	134	165	440	
人件費					292	290		
【事務分担量】（%）					7	7		
合計（+）	172	198	115	183	426	455	440	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	172	198	115	183	426	455	440	
実績の推移	事項名							
	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	
乾燥実施回数	108	113	109	174	132	70	116	
水洗実施回数	9	12	11	11	8	8	12	

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
委託料	寝具乾燥消毒		84	寝具乾燥消毒	98	寝具乾燥消毒	302
	寝具洗濯		50	寝具洗濯	67	寝具洗濯	137

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
標	登録者数	13人	11人	11人	12人	-	-
	実施回数（消毒乾燥）	174回	132回	70回	96回	-	-
	実施回数（水洗い）	11人	8人	8人	12人	-	-

（問題点・課題分析）	
他区の実況	（実施 20 区 未実施 2 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
C	C	現状の規模で実施する

議会議決要旨（要旨）	
------------	--

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	補装具費支給事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小林 清美
		担当者名	小幡 順一	内線	2681
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	補装具費支給事業費（18-32-33-01）				
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	24 年度	根拠法令等	障害者自立支援法第76条、荒川区補装具費の代理受領に係る補装具業者の登録等に関する要綱	
終期設定	有 無	年度			
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の居宅サービスの充実[02-07]			
目的	身体障がい者（児）の失われた機能を補うため、その障がい部位に応じた補装具の交付又は修理を決定したときに、その費用を支給し、障がい者の福祉の増進に寄与する。				
対象者等	身体障害者手帳所持者 障がいの部位により、交付対象は異なる。				
内容	<p>【補装具の種類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・視覚障がい者 ... 盲人安全つえ、義眼、眼鏡 ・聴覚障がい者 ... 補聴器 ・肢体不自由者 ... 義肢、装具、車椅子、電動車椅子等 <p>【支給方法】</p> <p>身体障がい者等からの申請に基づき、給付種目の給付にかかる費用を支給する。補装具の交付又は修理は業者が行う。本人の同意があった場合、業者による費用の代理請求・代理受領が可能。</p> <p>【利用者負担】</p> <p>原則1割負担。世帯の課税状況、本人の収入状況により利用者負担上限額の設定あり。</p>				
経過	<p>昭和24年 事業開始</p> <p>平成15年 4月 自己負担金助成制度廃止</p> <p>平成18年 1月 利用者負担改定（非課税世帯0円 1,100円）</p> <p>平成18年10月 障害者自立支援法施行により、補装具費の支給制度に移行。品目整理。 廃止品目...歩行補助つえ、人工喉頭、点字器、ストマ用装具（日常生活用具へ移行） 追加品目...重度障害者用意思伝達装置（日常生活用具より移行）</p>				
必要性	障害者自立支援法に規定されており、障がいにより失われた機能を補うものとして補装具は必要であり、必要性は高い。				
実施方法	<p>（ 直営 一部委託 全部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ）</p> <p>【決定・支払】直営 【製作・修理】業者委託</p>				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
		13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
予算額	48,957	54,309	51,644	54,050	56,147	56,380	31,827	
決算額（19年度は見込み）	45,567	54,032	51,022	53,647	56,146	54,184	31,827	
人件費					948	1,708		
【事務分担量】（%）					11	20		
合計（+）	45,567	54,032	51,022	53,647	57,094	55,892	31,827	
国（特定財源）	18,756	24,911	26,250	29,274	28,102	33,526	15,913	
都（特定財源）						2,242	7,956	
その他（特定財源）								
一般財源	26,811	29,121	24,772	24,373	28,992	20,124	7,958	
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	交付件数	1,746	2,228	2,482	2,681	2,785	1,798	327
	修理件数	246	316	261	316	219	115	130

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	扶助費	成人分	39,167	成人分	36,441	成人分	18,869
		児童分	16,979	児童分	17,743	児童分	12,958

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
	補装具交付件数	2,681	2,785	1,798	327	-	補装具の交付件数
	補装具修理件数	316	219	115	130	-	補装具の修理件数

（問題点・課題分析）	なし
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区） 法定事業

問題点・課題の改善策検討	
平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
C	C	現状の規模で実施する

議会議況（要旨）	
----------	--

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	福祉電話事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小林清美
		担当者名	八柳卓史	内線	2682
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	福祉電話事業費（18-36-50-01）				
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	57 年度	根拠	荒川区重度身体障害者(児)日常生活用具給付等要綱	
終期設定	有 無	年度	法令等	荒川区重度身体障害者(児)家庭電話等利用助成実施要綱	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の居宅サービスの充実[02-07]			
目的	難聴又は外出困難な重度身体障がい者が利用する電話の使用料金等を助成することにより、電話等の利用を容易にするとともに、料金の負担を軽減する。				
対象者等	区内在住の生活保護又は前年分所得税非課税世帯で、身体障害者手帳1～2級を有する18歳以上65歳未満の難聴者又は外出困難な者を有する世帯。				
内容	<p>【実施方法】</p> <p>(1) 自己所有の電話機 利用者は区に申請する。 区は決定後、助成対象者の電話料金を調査する。(年1回利用者からNTTから届いた請求書の写しを確認。) 助成限度内の料金を、助成対象者に助成する。</p> <p>(2) 貸与の電話機 利用者は区に申請する。 区は決定後、区長名義の電話機を貸与し、電話料金は公共料金として区で全額支払う。 助成限度額を超える料金について、区は3ヶ月毎に、利用者に請求する。</p> <p>【助成限度額】(1月あたり)</p> <p>回線使用料 1,750円 配線使用料 60円 機器使用料 230円 付加使用料 シルバホン100円、フラッシュホン100円 及び上記にかかる消費税5%を含む (限度額を超えた分は自己負担となる。)</p>				
経過	昭和57年 4月 事業開始(回線、配線、機器、付加使用料、通話料助成) 平成14年 4月 通話料助成廃止				
必要性	外出困難な重度身体障がい者にとって、外部との交流を図ることは困難である。福祉電話を助成をすることにより、容易に外部との交流が図れかつその機会が増えることは、障がい者にとって必要性が高い。				
実施方法	(直営 一部委託 全部委託) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	
予算額	2,175	1,814	1,840	1,704	1,521	1,991	2,088	
決算額(19年度は見込み)	1,880	1,627	1,417	1,228	1,128	1,104	2,088	
人件費					649	648		
【事務分担量】(%)					22	22		
合計(+)	1,880	1,627	1,417	1,228	1,777	1,752	2,088	
国(特定財源)								
都(特定財源)								
その他(特定財源)								
一般財源	1,880	1,627	1,417	1,228	1,777	1,752	2,088	
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	電話助成世帯数(貸与)	20	19	19	15	15	13	24
	電話助成世帯数(自己所有)	41	42	36	36	31	31	56

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	12 役務費	貸与分	433	貸与分	414	貸与分	683
	19 負担金補助及び交付金	自己所有分	695	自己所有分	690	自己所有分	1,405

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
	助成世帯数（貸与）	15世帯	15世帯	13世帯	13世帯	-	各年度末世帯数 平成19年度は6月末日現在
	助成世帯数（自己所有）	36世帯	31世帯	31世帯	31世帯	-	各年度末世帯数 平成19年度は6月末日現在
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題分析）	
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
C	C	現状の規模で実施する

議会議況（要旨）	
----------	--

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	緊急通報システム事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小林 清美
		担当者名	富樫 まり	内線	2683
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	緊急通報システム事業費（18-40-50-01）				
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）		建設事業		それ以外の継続事業
開始年度	昭和 平成	3 年度	根拠法令等	荒川区重度身体障害者緊急通報システム運営要綱	
終期設定	有 無	年度			
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の居宅サービスの充実[02-07]			
目的	ひとり暮らし等の重度身体障がい者に対して電話回線を利用し、東京都消防庁への緊急通報をする機器を貸与する。重度心身障害者の生活の安全を確保し、もって在宅の身体障がい者の福祉の増進を図ることを目的とする。				
対象者等	18歳以上のひとり暮らし等の重度身体障害者(身体障害者手帳1・2級)				
内容	<p>ひとり暮らし等の重度身体障がい者に緊急通報機器を貸与する。実際の運用は地域の協力員（1人の障がい者に対して、原則3名以上の協力員を配置する。1人の協力員は障がい者1人につき、1月あたり500円のお買物券を支給）の協力（利用者の安否確認・消防庁、区役所との連絡）を得て行う。</p> <p>事業手続き 1 利用者は区に申請する。 2 区は決定後所轄消防署あて利用者決定通知書を通知する。 3 消防庁から登録番号の報告を受ける。 4 区は設置先名簿を業者に送付する。 5 区は業者より工事予定日を確認のうえ消防署長あて機器設置計画書を提出する。 6 区は機器設置日までに緊急通報協力員に協力活動の内容を説明する。</p> <p>緊急時の対応 1 本人がペンダントにより消防庁に通報（火災等の場合は自動通報） 2 消防庁より本人及び協力員へ状況確認 3 所轄消防署より状況に応じて出動</p> <p>自己負担：あり。（平成19年度から新規分より自己負担導入） 平成19年4月より、新規分より自己負担あり。貸与（リース）による負担額については、機器の買い取り価格を上限とし、初年度において負担額を算出するものとする（新規取り付け時）。（生活保護を受けている方は、自己負担なし）。</p>				
経過	平成 3年4月 事業開始 平成13年4月 火災安全システム導入・協力員活動費1,000円（現金）/月 500円（荒川区お買物券）/月へ変更 平成18年4月 火災自動通報システム導入予定				
必要性	ひとり暮らし等の重度身体障害者の生活の安全性を確保する上で必要である。				
実施方法	(直営 一部委託 全部委託) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)				
	委託業務名 重度身体障害者緊急通報システム委託		委託先 岩通システムソリューション株式会社		

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	
予算額	1,270	1,044	954	959	1,063	1,046	863	
決算額（19年度は見込み）	874	957	843	782	732	584	863	
人件費					431			
【事務分担当】（%）					5			
合計（+）	874	957	843	782	1,163	584	863	
国（特定財源）								
都（特定財源）	502	602	523	395	112	160	136	
その他（特定財源）								
一般財源	372	355	320	387	1,051	424	727	
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	緊急システム施設台数	18	18	19	19	19	19	19
	協力員	32	37	28	27	23	21	27

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）		
一般需要費	緊急通報協力員謝礼	224	緊急通報協力員謝礼	162	緊急通報協力員謝礼	167	
委託料	緊急通報システム委託	507	緊急通報システム委託	422	緊急通報システム委託	696	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
	緊急通報システム設置台数	19	19	19	19	-	-
	協力員数	27	23	23	27	-	-

（問題点・課題）	
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
C	C	現状の規模で実施する

議（要旨）	
-------	--

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	自動車運転免許取得・改造助成事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小林清美
		担当者名	八柳卓史	内線	2682
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	自動車運転免許取得・改造助成事業費（18-48-25-01）				
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	56 年度	根拠	障害者自立支援法、荒川区心身障害者自動車運転教習費助成事業実施要綱、荒川区身体障害者用自動車改造費助成事業実施要綱	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の居宅サービスの充実[02-07]			
目的	心身障がい者に対して、自動車運転免許の取得に要する費用の一部を助成し、心身障がい者の日常生活の利便と生活圏の拡大を図るとともに、重度身体障がい者が運転する自動車の改造に要する経費を助成することにより、重度身体障がい者の社会復帰を図り、もって福祉の増進に資することを目的とする。				
対象者等	【運転免許助成】 身体障害者手帳3級以上の者及び愛の手帳4度以上（ただし、内部4級以上、下肢・体幹5級以上で歩行困難）の者で次の要件に該当する者。区内に3ヶ月以上居住する、運転免許試験の受験資格を有し、適性試験に合格、前年所得税額が40万円以下 【自動車改造費助成】 身体障害者手帳、上肢、下肢又は体幹機能障がい2級以上で、次の要件に該当する者。 ・18歳以上の区内在住者で、自ら所有し運転する自動車の一部を改造する必要がある者。 ・本人又は扶養義務者等の前年所得が特別障害者手当所得基準以下の者。				
内容	【運転免許助成】 （対象経費）入所料、技能・学科教習費及び教材費に相当する経費 （助成額） <ul style="list-style-type: none"> ・実際に要した経費の2/3と限度額を比較し、少ない方を助成 ・前年本人所得税額により限度額設定 所得税非課税 = 164,800円 所得税42,000円以下 = 144,200円 所得税42,001円以上400,000円以内 = 123,600円 ただし限定解除は 20,600円 限定解除 総重量等による限定を解除する場合。持ち込み車両の重量等の制限及び運転適性検査の際の制限の更新などにより免許証の限定を緩和する場合 【自動車改造費助成】 （対象経費）自動車の操向装置及び駆動装置の改造に要する経費 （助成額）助成限度133,900円（都基準額）（助成額と改造費用の差額は自己負担）				
経過	【運転免許助成】 平成14年6月 対象者に「愛の手帳4度以上の者（ただし、内部4級以上、下肢・体幹5級以上で歩行困難な者）」を追加した。				
必要性	心身障がい者の日常生活の利便と生活圏の拡大及び社会復帰の促進に寄与している。				
実施方法	（ 直営 一部委託 全部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ）				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	
予算額	733	598	598	866	859	849	732	
決算額（19年度は見込み）	628	453	299	856	701	684	732	
人件費					431	854		
【事務分担量】（%）					5	10		
合計（+）	628	453	299	856	1,132	1,538	732	
国（特定財源）						163	364	
都（特定財源）	66	133	66	334	267	147	82	
その他（特定財源）								
一般財源	562	320	233	522	865	1,228	286	
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	教習費助成（新規免許）人数	3	1	1	1	1	1	2
	教習費助成（限定解除）人数	0	1	0	1	1	0	0
	自動車改造費助成者数	1	2	1	5	4	4	3

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	20扶助費	自動車運転教習費助成	165	自動車運転教習費助成	165	自動車運転教習費助成	330
	自動車改造費助成	536	自動車改造費助成	519	自動車改造費助成	402	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
標	自動車運転教習助成者数	2人	1人	1人	3人	3人	-
	自動車改造費助成者数	5人	4人	4人	3人	3人	-
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題分析）	
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区） 【自動車改造費助成】 都基準上乗せ実施 5区（中央・新宿・目黒・渋谷・江戸川）

問題点・課題の改善策検討	
	平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容
	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
B	C	現状の規模で実施する

議会議決要旨（要旨）	
------------	--

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	自動車燃料費助成事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小林 清美
		担当者名	吉田 まゆみ	内線	2681
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	自動車燃料助成事業（18-48-75-01）				
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	3 年度	根拠法令等	荒川区心身障害者自動車燃料費助成要綱	
終期設定	有 無	年度			
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の居宅サービスの充実[02-07]			
目的	自動車を運転する心身障がい者又は障がい者のために自動車を運転する家族に対し、ガソリン購入費の一部を助成することにより、心身障がい者の社会参加、外出、通院等を容易にするとともに、経費の負担を軽減する。				
対象者等	下記の要件を満たしている者で、本人又は家族が障がい者のために自己所有の自動車（営業用を除く）を運転している者。福祉タフ-券と選択事業、併給不可。 対象者要件：区内在住で次の身体障害者手帳又は愛の手帳を交付されている者。施設、特養等入所者は除く。平成19年4月現在 助成対象者数241人 下肢・体幹機能障がい者1～3級 視覚障がい者1・2級 内部障がい者1～3級 上肢機能障がい者1級 愛の手帳1～2度 所得額制限：扶養家族0人の場合、本人所得3,604,000円以下				
内容	【事業内容】 助成申請書（自動車運転免許証等を添付）を受理後に所得状況を審査し、決定する。 助成の決定を受けた者は、領収書を添付して3ヶ月毎（4月、7月、10月、1月）に前3ヵ月分の助成金を請求する。 【助成期間】 申請のあった月から助成を受ける事由のなくなった月まで 【助成金額】 3ヶ月あたり9,000円を限度とする。年額36,000円。				
経過	平成 5年 4月 「月額3,000円」を「3ヶ月あたり9,000円」の助成方法に変更 平成 6年 4月 対象者拡大（上肢機能障がい1級） 平成 8年 4月 未支払助成金制度の新設 平成10年 4月 助成対象者の所得制限導入。心身障害者福祉手当と同額とする。				
必要性	心身障がい者にとって、外出の手段として自動車は必要不可欠なものである。ガソリン購入費の一部を助成することにより、障がい者の外出を容易にすることができ、社会参加等の福祉の向上が図られ、必要性は高い。				
実施方法	(直営 一部委託 全部委託) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)				

予 算 ・ 決 算 額 等 の 推 移	（単位：千円）							
	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	
予算額	7,194	7,066	6,710	6,621	5,981	6,810	6,397	
決算額（19年度は見込み）	6,591	6,427	6,147	6,607	5,981	6,772	6,772	
人件費					1,146	1,143		
【事務分担量】（%）					35	35		
合計（+）	6,591	6,427	6,147	6,607	7,127	7,915	6,772	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	6,591	6,427	6,147	6,607	7,127	7,915	6,772	
実 績 の 推 移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	助成対象者数	238名	239名	237名	252名	237名	241人	254人

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	一般需要	印刷用紙代等	14			印刷用紙代等	14
	役務費	郵便料	34	郵便料	35	郵便料	41
	扶助費	ガソリン助成費	6,731	ガソリン助成費	6,737	ガソリン助成費	6,342

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
	助成対象者数	252名	237名	241人	254人	294人	

（問題点・課題分析）	
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
C	C	現状の規模で実施する

議会議況（要旨）	
----------	--

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	心身障害者福祉手当	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小林 清美
		担当者名	齋藤 幸恵	内線	2683
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	福祉手当支給事業費（18-52-33-01）				
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	49 年度	根拠	荒川区心身障害者福祉手当条例	
終期設定	有 無	年度	法令等	同条例施行規則	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の居宅サービスの充実[02-07]			
目的	心身に障がい有する者及び難病患者に対し手当を支給することにより、これらの者の福祉の増進を図る。				
対象者等	身体障害者手帳1～3級、愛の手帳1～4度、脳性麻痺者、進行性筋萎縮症者、区指定難病患者 【対象外】新規65歳以上（H12.8～）、施設入所者、児童育成手当（障害手当）受給者 【所得制限】 特別障害者手当等（国制度）に準拠 扶養家族が0人の場合、本人所得が3,604千円以下 扶養親族1人につき38万円加算した額 【平成19年6月1日現在】3,660名				
内容	上記対象者からの申請に基づき、審査・決定を行う。 【支給期間】申請をした月から手当の資格を喪失した月まで支給。 【支給方法】4月、8月、12月（年3回）、支払月の前月分までの（通常4ヵ月分）を本人指定口座へ振込 【都基準手当月額】身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1～3度、脳性麻痺、進行性筋萎縮症者...15,500円 【区独自基準手当月額】身体障害者手帳3級、愛の手帳4度...9,500円 区指定難病患者...15,500円 区指定難病とは、国指定（46種）、都指定（28種）、點頭てんかんの計75種 【財源】都基準手当については、都区財政調整措置がなされている。				
経過	平成12年8月 新規65歳以上を対象外とする（65歳未満での既受給資格者は老人福祉手当から移行可） 所得制限額の改正（扶養家族0人の場合5,085,000円 3,481,000円） 都見直し理由...社会経済状況の変化 区見直し理由... 介護保険制度導入 負担の公平化、他制度との整合 在宅サービス充実化へのシフト 平成13年8月 所得制限額の改正（扶養家族0人の場合3,481,000円 3,549,000円） 平成14年8月 所得制限額の改正（扶養家族0人の場合3,549,000円 3,604,000円） 平成14年10月 慢性肝炎、肝硬変・パトMが難病医療費助成から除かれたことに伴い、区指定難病から除外。但し、住民税非課税世帯で都医療助成経過措置者のみ平成17年9月まで手当継続。 （対象外移行者417人） 平成14年12月 20歳未満の障がい児及び難病患者については、扶養義務者の所得に基づき所得制限の判定を行う条例改正施行（対象外移行者11人）				
必要性	心身に障がい有する者及び難病患者に対して福祉の増進を図るため必要である。				
実施方法	(直営 一部委託 全部委託) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
		13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
予算額		774,426	760,923	666,871	656,274	666,993	624,788	638,655
決算額（19年度は見込み）		759,018	733,037	659,304	645,535	666,993	621,781	638,655
人件費						3,448	3,416	
【事務分担量】（%）						40	40	
合計（+）		759,018	733,037	659,304	645,535	670,441	625,197	638,655
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源		759,018	733,037	659,304	645,535	670,441	625,197	638,655
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	身障1・2級（都）	1,946	1,966	1,970	1,985	2,011	1,999	1,935
	愛の手帳1～3度（都）	196	203	212	220	233	229	223
	脳性麻痺・筋萎縮（都）	63	58	58	56	58	56	51
	身障3級（区単）	631	616	588	577	573	573	540
	愛の手帳4度（区単）	198	223	236	244	268	266	262
	難病（区単）	1,265	833	734	724	768	646	649
	合計	4,299	3,899	3,798	3,806	3,911	3,769	3,660

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	一般需用費	窓空き封筒	64	窓空き封筒	63	窓空き封筒	65
	委託料	支払通知封入委託	31	支払通知封入委託	31	支払通知封入委託	34
	扶助費	心身障害者福祉手当	642,640	心身障害者福祉手当	621,688	心身障害者福祉手当	638,556

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
	都基準対象者	2,261	2,273	2,256	2,209	-	平成19年度は6月1日現在
	区単独対象者	1,545	1,443	1,455	1,451	-	平成19年度は6月1日現在

（問題点・課題分析）	・精神障がい者が手当支給対象外となっている。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区） 東京都事業 手当額加算区3区（大田区、世田谷区、杉並区）、対象拡大22区（身障3級、愛の手帳4度、難病患者等）

問題点・課題の改善策検討	
平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
B	C	現状の規模で実施する

議会議決要旨	
--------	--

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	特別障害者手当等（国制度）	部課名	障害者福祉課	課長名	小林 清美
		担当者名	富樫 まり	内線	2683
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	特別障害者手当支給事業費（18-52-66-01）				
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	39 年度	根拠法令等	特別児童扶養手当等の支給に関する法律17条～26条 荒川区障害児福祉手当及び特別障害者手当等事務取扱細則	
終期設定	有 無	年度			
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の居宅サービスの充実[02-07]			
目的	重度の障害を有する者に対し、特別障害者手当等を支給し、福祉の増進と所得保障の一助とする。				
対象者等	特別障害者手当、経過福祉手当は、20才以上で、障害児福祉手当は、20才未満の者で、それぞれ著しく重度の障がいの状態にあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする者。（身障手帳1.2級愛の手帳1.2度で一定の障害要件該当者） 本人及び扶養義務者の所得制限あり。（毎年8月頃基準額の改正あり。以下、14年8月より適用。16年度～18年度は変更なし。）扶養者1人の場合、所得で本人は3984千円、扶養義務者・配偶者は6536千円以下のもの。				
内容	上記対象者からの申請に基づき、審査をし、手当支給の決定を行う。 [手当の支給期間] 申請をした月の翌月から手当を支給すべき事由が消滅した月まで支給。 [支給方法] 5月、8月、11月、2月の年4回、支払月の前月分までを、本人口座への振込みにより行う。 [手当月額] 特別障害者手当 26,440円（18年4月改定） 障害児福祉手当、経過福祉手当 14,380円（18年4月改定）				
経過	・昭和61年度から従来の福祉手当を廃止して、特別障害者手当、障害児福祉手当が創設された。なお、特別障害者手当に該当せず、障害基礎年金及び特別障害給付金を受給できない者に対して、経過福祉手当を支給している。（経過福祉手当の新規申請はできない） ・平成10年度事務事業評価により、11年度より支払通知を年3回から1回に変更した。				
必要性	国制度の実施				
実施方法	（ 直営 一部委託 全部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ）				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	
予算額	50,697	51,270	55,039	53,482	52,861	53,776	53,888	
決算額（19年度は見込み）	49,790	51,235	51,899	51,415	52,696	53,423	53,888	
人件費					862	1,708		
【事務分担量】（%）					10	20		
合計（+）	49,790	51,235	51,899	51,415	53,558	55,131	53,888	
国（特定財源）	37,872	38,804	38,941	38,064	40,082	39,986	40,165	
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	11,918	12,431	12,958	13,351	13,476	15,145	13,723	
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	特別障害者手当受給者	115	117	125	126	133	124	140
	障害児福祉手当受給者	58	64	57	58	57	58	58
	経過福祉手当受給者	30	29	28	27	22	22	17

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報償費	判定医謝礼	0	判定医謝礼	0	判定医謝礼	278
	一般需要費	事務用消耗品費	9	事務用消耗品費	80	事務用消耗品費	10
	役務費	郵送料	39	郵送料	0	郵送料	46
	扶助費	特別障害者手当等	52,684	特別障害者手当等	53,415	特別障害者手当	53,554

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
	特別障害者手当	126	133	133	128	-	-
	障害児福祉手当	58	57	57	58	-	-
	経過的福祉手当	27	22	22	17	-	-

(問題点・課題)	・ 障害程度の判定を行う専門医を区で確保する必要がある。
他区の実況	（ 実施 22 区 未実施 0 区 ）

問題点・課題の改善策検討	
平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
障害程度の判定を行う専門医を区で確保する。	申請書受理から判定結果が出るまで約1ヶ月ほどかかるが、区に判定医が入れば期間短縮できる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
C	C	現状の規模で実施する

議（要旨）	議会質問状
-------	-------

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	障がい者福祉給付金事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小林 清美
		担当者名	小幡 順一	内線	2681
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	在日外国籍無年金障害者給付金事業費（18-52-67-01）				
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	19 年度	根拠	荒川区障がい者福祉給付金支給要綱	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の居宅サービスの充実[02-07]			
目的	障がい者を有しながら障害基礎年金又は特別障害者給付金を受給できない在日外国籍等の障がい者に対して、給付金を支給することにより、心身障がい者の福祉の向上を図る。				
対象者等	荒川区に在住する外国籍等障がい者のうち、無年金の障がい者				
内容	<p>【事業概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・月額単価 重度33,000円 中度26,000円 ・給付対象 以下の要件に該当する無年金障がい者 昭和37年1月1日以前に生まれた者 20歳時点での国籍が日本又はアメリカではなかった者 昭和57年1月1日前に障害者となった者 <p>【実施内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 申請 対象者の申請により申請受理 審査 給付対象要件、障がい程度について審査 決定 給付金支給決定 支給 4ヶ月に1回支給 <p>【参考】特別障害給付金 同種事業 強制加入の対象でなかった学生等の障がい者について、障害基礎年金を受給することはできないため、特別障害給付金制度を設け、給付金を支給する。平成17年度施行。 単価月額：49,850円（一級）、39,880円（二級）</p>				
経過	昭和57年1月 国民年金法改正。国民年金加入要件から国籍要件を除外。 平成17年4月 特別障害給付金制度開始。法の附則中に在日外国人の無年金障がい者の福祉的措置を早急に検討する旨の条文あり。 平成19年4月 事業開始				
必要性	障がい者は、主として障害基礎年金と手当を受給し、無年金障がい者は特別障害者給付金と手当を受給しているが、外国籍等の無年金障がい者は障害基礎年金及び特別障害者給付金の双方に該当せず、十分な収入がなく生活が困窮している。また、障害の状態として同じ状態であっても、制度格差による収入格差が存在しており、その格差に対する措置は必要であり、国の対応が行われるまでの期間の施策として重要である。				
実施方法	（ 直営 一部委託 全部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ） （窓口）障害者福祉課 申請受理・審査・決定・支払				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）						
	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
予算額							2,376
決算額（19年度は見込み）							2,376
人件費	/	/	/	/			/
【事務分担量】（%）	/	/	/	/			/
合計（+）	0	0	0	0	0	0	2,376
国（特定財源）							
都（特定財源）							
その他（特定財源）							
一般財源	0	0	0	0	0	0	2,376
事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
実績の推移	支給対象者数						6

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	扶助費					給付金	2,376

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
	支給対象者数	-	-	-	6	-	支給対象者数
	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題）	なし
他区の実況	（実施 4 区 未実施 区） 葛飾区：重度心身障害者特別給付金 豊島区：重度心身障害者特別給付金 北区：重度障害者特別給付金 江戸川区：重度心身障害者特別給付金

問題点・課題の改善策検討	
問題点・課題	平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容 なし
	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
-	C	平成19年度新規事業 円滑な実施を図る

議会議決要旨	
--------	--

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	東京都重度心身障害者手当	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小林 清美
		担当者名	富樫 まり	内線	2683
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）					
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）	建設事業		それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成 48 年度	根拠	東京都重度心身障害者手当条例		
終期設定	有 無 年度	法令等			
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の居宅サービスの充実[02-07]			
目的	心身に重度の障がいを有するため、常時複雑な介護を必要とする者に対し、重度心身障害者手当（月額6万円）を支給することにより、これらの者の福祉の増進を図る。				
対象者等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東京都の区域内に住所を有する者で、心身に重い障がいを有し（身体手帳1.2級、愛の手帳1.2度で一定の障害要件に該当）、かつ日常生活において、常時複雑な介護を必要とする者（施設入所者を除く） ・ 対象外： 新規65歳以上・3ヶ月以上の入院者・所得制限あり（20歳以上の者については本人の所得、20歳未満の者については配偶者及び扶養義務者の所得）扶養者1人の場合、所得で3,984千円 				
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ この事業は、東京都が実施しており、区は、受付事務を行っている。 ・ この手当は東京都の制度であり、特別障害者手当等（国制度）と併給できる ・ 支給方法 月ごとに、前月分を、毎月20日までに、指定口座に振り込む。（都が行っている） ・ 支給期間 認定請求した日（区の受理日）の属する月から、手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月まで支給する。 「事務の流れ」 ・ 受給権者からの認定請求書及び各種届書等を受取り、東京都に進達する。 ・ 東京都が交付した決定通知書等を受給権者に交付する。 ・ 現況調査の実施（年2回） 8月：所得確認（所得制限の導入により、平成12年より実施） 2月：入院状況確認（平成13年より実施） 				
経過	<p>平成12年8月 年齢及び所得制限導入、3ヶ月以上の入院者を対象外とする。現況調査を年2回実施。それに伴う「重度心身障害者手当施行事務」に対する補助金（東京都在宅障害者福祉事業費等補助（交付）金）が、12年度のみ交付された。（610円×受給者数）</p> <p>平成13年11月 所得制限額改正。（扶養親族0人の場合、3,481,000 3,549,000）</p> <p>平成14年11月 所得制限額改正。（扶養親族0人の場合、3,549,000 3,604,000）</p> <p>平成15年3月 所得制限導入による3年間の経過措置終了（受給資格消滅者 9人）</p>				
必要性	都制度の実施				
実施方法	(直営 一部委託 全部委託) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)				

		(単位：千円)						
		13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
予算・決算額等の推移	予算額							
	決算額（19年度は見込み）							
	人件費					862	854	
	【事務分担量】（％）					10	10	
	合計（+）	0	0	0	0	862	854	0
	国（特定財源）							
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	受給者	142	133	131	135	138	138	136

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
標	受給者	135	138	138	138	-	-
	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題）	平成12年8月より現況調査が年1回から2回に変わり、事務量が増大しているため、都に対し事務の簡素化を要望している。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
C	C	現状の規模で実施する

議会議決要旨	
--------	--

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	原爆被爆者援護事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小林 清美
		担当者名	富樫 まり	内線	2683
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	原爆被爆者援護事業費(18-56-50-01)				
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	2 年度	根拠	荒川区原爆被爆者に対する見舞金給付要綱	
終期設定	有 無	年度	法令等	荒川区原爆被爆者団体運営費補助金交付要綱	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の居宅サービスの充実[02-07]			
目的	・区内に住所を有する原爆被爆者に対して、年1回見舞金(1万円)を給付することにより、被爆者の苦労をねぎらい、その福祉の向上を図る。 ・区内に所在する原爆被爆者団体に対し、その自主的な活動に要する経費の一部を補助することにより、原爆被爆者の福祉の向上を図る。(現在活動休止中)				
対象者等	(見舞金) 原爆被爆者健康手帳所持者(基準日8月1日) (団体補助金) 区が認めた原爆被爆者団体 (H8年より活動休止中)				
内容	(見舞金) 実施時期 毎年8月に対象者からの申請を受理し見舞金額10,000円を本人口座に振込。 (実施案内を 区報7月21号に掲載) 申請方法 昨年申請した人 申請書を郵送し、返送してもらう。 新規申請する人 被爆者健康手帳を持参し窓口で申請する。 (団体運営補助金) 原爆被爆者団体(荒友会)は、年間事業計画書等を添付して補助金の申請をし、区はこれに対し補助金を交付する。対象となる経費は、会議費、通信費、消耗品費等、運営経費とする。平成8年度より、活動休止中のため、補助金の交付は行っていない。(平成7年度まで、年50,000円を交付していた。)				
経過					
必要性	原爆被爆者に対して、被爆者の苦労をねぎらい、その福祉の向上を図るために必要である。				
実施方法	(直営 一部委託 全部委託) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	
予算額	404	404	404	404	404	404	404	
決算額(19年度は見込み)	404	404	404	404	394	384	404	
人件費					172	171		
【事務分担量】(%)					2	2		
合計(+)	404	404	404	404	566	555	404	
国(特定財源)								
都(特定財源)								
その他(特定財源)								
一般財源	404	404	404	404	566	555	404	
実績の推移								
	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	見舞金支給者	40	40	40	40	39	38	40

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	一般需要	消耗品	4	消耗品	4	消耗品	4
	扶助費	見舞金	390	見舞金	380	見舞金	400

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
	対象者数	40	39	38	40	-	

（問題点・課題分析）	
他区の実況	（実施 16 区 未実施 5 区）港・新宿・墨田・江東・足立 未回答 1 区

問題点・課題の改善策検討	
平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
C	C	現状の規模で実施する

議会議決要旨 （要旨）	
----------------	--

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	配食サービス事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小林清美
		担当者名	八柳卓史	内線	2682
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	配食サービス事業費（18-60-50-01）				
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	7 年度	根拠法令等	荒川区障害者配食サービス事業実施要綱	
終期設定	有 無	年度			
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の居宅サービスの充実[02-07]			
目的	在宅の重度の障がい者に対し、栄養バランスの取れた食事を提供し、障がい者の健康を食事面から支える。また、配達員が訪問することにより孤立化を防止し、重度障がい者の地域社会での自立生活を支援する。				
対象者等	区内に住所を有し、65歳未満のひとり暮らしの障がい者、65歳未満の障がい者と65歳以上の高齢者のみの世帯又は65歳未満の障がい者のみの世帯であり、次の要件に該当する者。所得制限なし。身体障害者手帳 上肢、体幹又は視覚障がい1～2級 栄養補給が十分ではない				
内容	【回数】 週あたり1～5回 昼食のみ 【事務の流れ】 利用希望者より利用申請 区により審査・決定 配食業者に対し福祉高齢者課より連絡 配食業者より決定者に対し配食				
経過	平成9年4月 対象拡大：65歳未満のひとり暮らし障がい者 障がい者と65歳以上の高齢者世帯、65歳未満の障がい者のみ世帯、ホームヘルパー派遣世帯を対象外としていたが、対象として認定。 回数増：週2回限度 週3回限度 平成12年4月 自己負担：所得基準による自己負担額の区分を見直し、一律400円を徴収 平成13年4月 一部の地域を配食業者に委託 平成14年4月 全地域を配食業者に委託（自己負担金は直接業者に支払） 平成16年4月 自己負担：自己負担一律400円を廃止し、区が1食あたり350円を負担することとする。事業者は1食あたり750～950円の範囲で事業者により自己負担金額は異なる。 回数増：週3回限度 週5回限度				
必要性	自ら調理することが困難な重度の障がい者の、地域社会での自立生活を支える。				
実施方法	（ 直営 一部委託 全部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ） 【委託業務名】 配食サービス業務委託（福祉高齢者課に併せて契約） 【委託業務先】 (有)北畔、飯処しむら、(株)NRE大増、(株)エックスサイン、タイハイ(株)、(株)愛和、(株)祝一 【実施】 福祉高齢者課に予算配付替をし、事業実施				

予 算 ・ 決 算 額 等 の 推 移	（単位：千円）							
		13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
予算額		500	657	569	397	367	422	361
決算額（19年度は見込み）		446	478	530	397	343	397	361
人件費						86	85	
【事務分担量】（%）						1	1	
合計（+）		446	478	530	397	429	482	361
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源		446	478	530	397	429	482	361
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	対象者数	10	12	13	13	12	16	13
	食数	776	909	1,008	1,108	979	1,134	1,029

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）		
	委託料	業者委託（単価契約）	397	業者委託（単価契約）	397	業者委託（単価契約）	365

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
	対象者数	13人	12人	16人	13人	-	-
	食数	1108食	979食	1134食	1029食	-	-
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題）	<ul style="list-style-type: none"> ・実績が少ない ・障がい者のニーズや実態を踏まえ、事業の実施方法を検討
他区の実況	<p style="text-align: center;">（実施 9 区 未実施 13 区）</p> <p>実施：千代田、港、世田谷、中野、太田、渋谷、豊島、板橋、葛飾</p>

問題点・課題の改善策検討	
平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
居宅介護（家事援助）事業ニーズとのすり合わせを行い、事業拡大を図る。	居宅介護事業の適正化

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
C	C	現状の規模で実施する

況議会（要質問旨）	15年一定 「委託事業者及び調理方法等について」
-----------	--------------------------

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	手話講習会事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小林清美
		担当者名	八柳卓史	内線	2682
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	手話講習会事業費（18-68-50-01）				
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	61 年度	根拠	荒川区手話講習会実施要領	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の居宅サービスの充実[02-07]			
目的	聴覚障がい者の福祉に理解と熱意を有する者に対し、手話技術等の指導を行うことにより、手話奉仕活動に従事する者を養成し、もって聴覚障がい者の福祉の増進を図る。				
対象者等	・ 区内在住又は区内を日常活動の場とする者				
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委託先 荒川区社会福祉協議会に委託し実施。 ・ 講師 聴覚障がい者団体及び手話サークルの協力を得て行っている。 ・ 受講者 区報等で公募する。 ・ 受講料 無料（ただしテキスト代は自己負担） ・ 講習内容 <ul style="list-style-type: none"> ボランティア入門コース（昼・夜） 10回（1回2時間） 定員各50名程度 ボランティア初級コース（昼・夜） 20回（1回2時間） 定員各50名程度 手話通訳奉仕員養成コース・基礎（昼・夜） 30回（1回2時間） 定員各20名程度 手話通訳奉仕員養成コース・応用（昼・夜） 40回（1回2時間） 定員各20名程度 				
経過	H10年4月 副読本を自己負担化。 H11年4月 テキスト代自己負担化 回数増：上級手話講習会回数増（25回 30回） H12年4月 回数増：上級手話講習会回数増（30回 40回）（手話通訳者の育成を図る。） H16年4月 手話通訳者の育成強化の為、講習コース設定及び内容を見直し、それぞれの講習目的を明確にした。				
必要性	聴覚障害者の福祉の増進を図るために、手話奉仕活動に従事する者を養成することが必要である。				
実施方法	（ 直営 一部委託 全部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ） 荒川区社会福祉協議会に委託し実施				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	
予算額	4,286	4,286	4,286	3,923	3,875	3,875	3,875	
決算額（19年度は見込み）	4,265	4,262	4,284	3,844	3,788	3,809	3,875	
人件費					431	427		
【事務分担量】（%）					5	5		
合計（+）	4,265	4,262	4,284	3,844	4,219	4,236	3,875	
国（特定財源）							1,941	
都（特定財源）	2,153	2,143	2,143	1,922	1,937	1,127	971	
その他（特定財源）								
一般財源	2,112	2,119	2,141	1,922	2,282	3,109	963	
実績の推移	事項名							
	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	
入門コース受講者数				66	45	93	100	
初級コース受講者数	53	40	68	52	44	69	100	
養成コース・基礎受講者数	51	32	29	44	42	29	40	
養成コース・応用受講者数	16	19	10	24	17	15	40	

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	委託料	事業費・事務管理費	3,875	3,875	事業費・事務管理費	3,809	事業費・事務管理費

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
標	入門初級コース終了者数	88	69	130	-	-	入門2コース・初級2コース修了者数の合算数
	養成コース修了者数	56	31	33	-	-	手話奉仕員養成基礎・応用の4コース修了者の合算数
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題分析）	聴覚障がい者へのコミュニケーションサービスである、要約筆記派遣のため、要約筆記者の確保のため、要約筆記講習会が求められている。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区）

問題点・課題の改善策検討		
	平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	要約筆記者派遣制度創設のため、養成講習会の開催	区内の要約筆記者の確保

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
B	C	現状の規模で実施する

議会議況（要旨）	
----------	--

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	障がい者向け健康体操事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小林 清美
		担当者名	小幡 順一	内線	2681
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	障害者向け健康体操事業費（18-80-76-01）				
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	19 年度	根拠	障がい者向け健康体操事業実施要綱	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の居宅サービスの充実[02-07]			
目的	障がい者向けの体操の開発・普及を行い、体操を通して障がい者の健康作りを促進し、健康管理・健康維持のための支援をする。				
対象者等	第1段階：区内施設等利用者 ... 約400名 第2段階：区内障害者及びその家族 第3段階：区外障害者				
内容	<p>【開発・準備】</p> <p>案として障がい者向け体操事業企画 協力者依頼（協力者：首都大学東京健康福祉学部） モニター協力依頼 原案ビデオ完成 2ヶ月間週1回のペースでモニターによる検討 企画者・開発者・モニターによる意見交換 原案ビデオ（ver. ）完成 モニター協力依頼、首都大学東京学生による個別訪問による効果調査 調査データの評価、体操修正 体操完成 体操ビデオ撮影</p> <p>【普及・啓発】</p> <p>障がい者週間での一般公開 リーダー養成講座実施</p>				
経過	平成19年12月 事業実施予定				
必要性	<p>障がいがあると身体を動かす機会が減り、身体が動かなくなる悪循環が生じる。 障がい者向けの健康増進・機能維持を目的とした事業がない。 リハビリの維持期である在宅生活において、健康管理は自己管理に促されている。 障害者本人又は家族にとって、障がい者の健康管理の具体的方法、身体の動かし方等がわからない。 それぞれの個人にあった健康体操（ころばん・せらばん等）がない。 以上の問題点を解決、健康管理の意識の促進に効果的であり、必要性はある。</p>				
実施方法	（ 直営 一部委託 全部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ） 謝礼支払・講演会等実施				

		（単位：千円）						
		13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
予算・決算額等の推移	予算額							1,264
	決算額（19年度は見込み）							1,264
	人件費							
	【事務分担当】（%）							
	合計（+）	0	0	0	0	0	0	1,264
	国（特定財源）							
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	0	0	0	0	0	0	1,264	
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報償費					講演会等謝礼	838
	需用費					消耗品費	79
						印刷製本	347

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
	リーダー人数	-	-	-	10	40	リーダー養成講座修了者数
	講演会等参加者数	-	-	-	100	400	講演会等参加者数
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題）	指標点分析	障がい別のパンフレット等の必要性、周知方法規模の拡大
他区の実況		（実施 0 区 未実施 22 区） 同種事業 福祉高齢者課 ... ころばん体操・せらばん体操

問題点・課題の改善策検討		
	平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい別のニーズを把握し、必要に応じマニュアル等を作成する。例：視覚障がい者向け音声案内等 ・チラシ作成、PR方法の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい別でなく、みんなで参加できる体操の確立 ・参加者数の増加
	施設入所者等への拡大を目指す。	

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
-	A	ニーズの把握等に努め、事業の方向性を確立する 平成19年度新規事業につき、円滑な実施を図る

況議	（要旨）	会質問状
----	------	------

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	訪問入浴サービス事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小林 清美
		担当者名	石垣 恵子	内線	414
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	訪問入浴サービス事業費（19-24-84-01）				
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	60 年度	根拠	荒川区心身障害者入浴サービス事業要綱	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の居宅サービスの充実[02-07]			
目的	家庭において入浴困難な重度の身体障がい者または、知的障がい者に対して入浴サービスを行う。また、合わせて理容サービスを行うことにより、健康維持を図り、清潔の保持及び健康の確保を図る。				
対象者等	下肢または体幹機能障がいに係わる障がい者が3級以上の身体障がい者および2度以上の知的障がい者で入浴することが困難な者。但し、65歳以上及び40～64歳の特定疾患者については介護保険の対象とする。				
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和60年4月 事業開始 実施回数年16回 ・平成12年4月 介護保険実施に伴い、利用者負担導入 ・平成13年4月 国・都の補助対象事業（身体障がい者デイサービス事業の位置づけ）心障センターに移す。 ・平成13年10月 施設入浴サービス実施 ・平成18年度 実施回数年52回とする。 ・平成19年4月 利用者負担を無料とする。 				
経過	昭和60年4月（身体障害2級・知的障害1度）実施回数年16回、昭和61年4月実施回数年18回、平成元年4月実施回数年24回、平成4年4月実施回数年24回、平成4年4月 支給対象拡大（身体障がい下肢、体幹3級以上、知的障害2度以上）実施回数年30回費用負担撤廃、平成6年4月実施回数年36回、平成8年4月感染症対策・理容サービス併用、平成12年4月 費用負担導入・介護保険対象外除外、平成13年4月 国・都の補助事業として荒川たんぼセンターで実施、平成13年10月施設入浴サービス実施、平成18年度実施回数年52回とする。平成19年4月から入浴サービスについて、利用者負担額を無料とする。				
必要性	家庭で入浴困難な障害者が、地域生活する上で、入浴は欠かせない基本的な要素である。				
実施方法	（ 直営 一部委託 全部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ） 平成12年度、介護保険制度実施に伴い、利用者減少。委託先（株）大起エンゼンヘルプ。17年度アースサポート株式会社（17年度、随意契約から指名競争入札に変更）				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
		13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
予算額		6,809	4,146	3,977	3,881	3,417	2,842	6,283
決算額（19年度は見込み）		3,377	3,489	3,021	3,123	1,639	2,492	6,283
人件費						1,293	854	
【事務分担量】（%）						15	10	
合計（+）		3,377	3,489	3,021	3,123	2,932	3,346	6,283
国（特定財源）		1,475	1,610	1,691	963	609		1,715
都（特定財源）		662	720	729	156	409		1,570
その他（特定財源）								
一般財源		1,240	1,159	601	2,004	1,914	3,346	2,998
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	訪問入浴実施回数	265	288	245	289	293	527	705

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	委託料	入浴サービス委託料	1,719	1,719	入浴サービス委託料	2,492	入浴サービス委託料

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
標	延べ入浴利用回数	289	326	526	676	676	18年度から年間36回から52回に

（問題点・課題）	<ul style="list-style-type: none"> ・施設入浴サービスの受託施設の確保。 ・利用者が業者の選択が行えるように検討が必要。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討		
	平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	業者間の競争がはげしく、サービス内容について利用者の協力を得て、抜き打ちで入浴時の実態調査をする。	利用者の声を直接聞く機会を作ることで契約業者の選定の参考とする。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
B	C	現状の規模で実施する

況議（要質問状）	
----------	--

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	障害者歯科対策事業費	部課名	健康部健康推進課	課長名	伊津野孝
		担当者名	山田宏美	内線	423
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	障害者歯科対策事業費（26-79-20-01）				
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	2年度	根拠		
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の居宅サービスの充実[02-07]			
目的	障害者の口腔状態は良好とは言えず、口腔疾患の罹患率が高い。口腔管理も困難なことが多く、治療も敬遠されがちであり、歯科治療体制に関する要望も高い。このため、検診や相談を行いながら、口腔疾患の予防を強化し受診勧奨を行うとともに、障害者の歯科治療については、歯科医療連携推進体制を強化して口腔保健の向上を図る。				
対象者等	心身障害者等				
内容	1 障害者歯科相談室 実施期間：年12回（毎月第2火曜日） 周知方法：区報、障害者施設への歯科相談室の勧奨通知 内 容：予約制 歯科検診・歯磨き指導・地域歯科医療機関や都立病院等に受診勧奨 2 障害者施設への出張口腔健康教育 実施回数：年6回 内 容：歯磨き指導				
経過	平成12年度：検診歯科医師を2名から1名に減 平成15年度：検診歯科医師の報償費を一般賃金に変更 平成16年度：障害者施設への出張健康教育の実施増を行い、事業の充実を図った。				
必要性	障害者は自己の口腔管理も困難であることが多い。また障害により歯科受診を受けにくく口腔状態が悪化してしまう。このため、歯磨きを中心とした口腔疾患予防の支援や教育を継続して行う必要性が高い。				
実施方法	(直営 一部委託 全部委託) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)				

		（単位：千円）						
		13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
予算・決算額等の推移	予算額	486	486	495	495	495	495	495
	決算額（19年度は見込み）	481	482	492	468	488	495	495
	人件費					948	1,117	
	【事務分担量】（%）					21	21	
	合計（+）	481	482	492	468	1,436	1,612	495
	国（特定財源）	154	154	154	154	154	0	0
	都（特定財源）							
その他（特定財源）								
一般財源	327	328	338	314	1,282	1,612	495	
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	受診者数	176	174	180	197	196	207	200

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）		金額（千円）		金額（千円）	
	一般賃金	衛生士・医師雇上	455	衛生士・医師雇上	455	衛生士・医師雇上	455
	一般需要	器具・器材等	33	器具・器材等	40	器具・器材等	40

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
	受診者数	197	196	207	200	400	
	要歯科治療者率		68	60	60	50	要歯科受診者数/受診者総数

（問題点・課題）	<p>障害者のかかりつけ歯科医の定着を図り、病状に応じて専門歯科医療期間へ紹介する「歯科医療連携推進体制」継続強化を図るため、歯科医師会と保健所の協議を行っていく。</p>
他区の実況	（実施 21 区 未実施 2 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
歯科医師会と連携し、歯科医療連携推進体制の継続的な実施を行う。	障害者の歯科治療の体制を充実させることにより、口腔保健の向上を図ることができる。
定期歯科検診と健康教育・指導を継続的に実施していく。	検診だけでなく・個別、集団の指導教育を繰り返す中で口腔保健に関する意識を高め、向上を図ることができる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
B	B	障害者の口腔保健向上のため重要な事業である。

議会議決要旨	
--------	--